



「投げ網を打つ」中国四国・愛媛 幸口 栄二  
(全農林写真コンクール応募作品から)

## 目 次

### 特集 農地・水・環境保全向上対策の現状・課題

- 農地・水・環境保全向上対策の実績と課題……………雑賀 幸哉(4)  
宮城県登米地域の  
農地・水・環境保全向上対策の取り組み……………春日 浩光(16)  
もうひとつの農のめぐみの危機に環境支払いの手を…宇根 豊(25)  
定年帰農者物語—集落営農立ち上げ奮戦記—……………水田 喜彦(33)  
農地・水・環境保全向上対策—その現状と課題—……………神山 安雄(40)

### シリーズ “どこへ行く 日本の食と農”

- 魚介類価格上昇下の回転寿司店の経営戦略……………鳥居 享司(53)

- 【時評】問われるアメリカのエタノール政策の見直し……………(SH)(2)

☆表紙写真 魚道づくりにはげむ登米地域住民の皆さん—JAみやぎ登米提供—  
「農村と都市をむすぶ」2008年8月号(第58巻8号)通巻682

## 問われる

## アメリカのエタノール政策の見直し



一昨（〇六）年秋以降、穀物価格が高騰している。国際価格とアメリカ国内価格の基準となっているシカゴ先物市場の六月の期近価格は、ブッシェルあたりトウモロコシ

セドル（二ドル一〇七円として、トン二万九五〇〇円）で〇五年の三・三倍、小麦・八・五ドル（三万三四〇〇円）で同二・七倍、大豆一五ドル（五万九二〇〇円）で二・五倍に上昇している。これによって、パン、うどん、卵などの食品価格が上昇すると共に、ほとんどすべてを輸入に依存しているトウモロコシ―飼料価格の高騰は、畜産生産者にも打撃を与えている。世界各地―特に、輸入途上国―において、食料品価格の高騰による食料危機が引き起こされている。

この価格上昇の原因として、①アメリカにおける大量のトウモロコシの自動車用燃料Ⅱエタノール生産への使用、②中国を中心とする新興国における飼料穀物の消費増、③豪州における二年（〇六、〇七年）続きの干ばつ―不作、④ファンド投機マネーの流入が指摘されるが、主因は「アメリカにおける大量のトウモロコシのエタノール向け使用」である。

ール向け使用」である。

今年度（〇七年一月↓〇八年九月）のアメリカにおけるトウモロコシのエタノール使用量は、七六二〇万トン（世界生産の一〇％）に及ぶとアメリカ農務省により推定されている。これは、一昨（〇五／〇六）年度の四一〇〇万トンよりも三五〇〇万トン多い。世界最大のトウモロコシ輸入国である日本の輸入量は一六〇〇万トンであるから、三五〇〇万トンはその二倍以上である。言い換えれば、昨年度と今年度と二年続けて、毎年日本がひとつずつ増えたことを意味する。エタノール使用により、かつてない巨大な追加需要が発生したのである。

さらに、来（〇八／〇九）年度においては、トウモロコシのエタノール向け使用量は一億三〇〇万トン（世界生産の一三％）に達すると予測されている。一年間で三七〇〇万トン増える、すなわち、世界の穀物市場において一年間で日本がふたつ増えることを意味する。

このように、トウモロコシのエタノール向け使用量が一億トン、世界生産・消費量の一三％に及ぶに至っている。トウモロコシの八分の一が食料以外の燃料に用いられるということは、穀物需給の内容が、食料需給から食料・エネルギー需給にシフトしたことを意味する。それに伴う食料需給への圧迫が価格の高騰を生んでいるのである。

アメリカにおけるトウモロコシのエタノール使用の増大は、原油価格の上昇とエネルギー自給化政策による。

アメリカは、二〇〇五年九月に「エネルギー政策法」を成立させた。そこにおいて、安全保障上の観点から中東へ海外への原油―エネルギー依存を引き下げするためにエネルギー自給化政策を進めるとし、その要として、「再生燃料使用基準量」(Renewable Fuels Standard: RFS)を設定したのである。

この「再生燃料使用基準量」(RFS)というのは、二〇〇六年から二〇一二年に至る毎年、一定量の再生燃料(エタノール)をガソリンに混合して用いることを、ガソリン流通業者に給油会社に義務づけたものである。それは、二〇〇六年の四〇億ガロン(一五二〇万kl)→二〇一二年七五億ガロン(二八五〇万kl)となっている。ちなみに、〇六/〇七年度のエタノール生産量は六七億ガロン(二五四六万kl)であった。

再生燃料使用基準のエタノール量は、その消費が政府によって保証されていることを意味する。エタノール・プラントの増設がRFSの範囲にあるならば、投資リスクが軽減されることになる。こうして、エタノール・プラントへの投資が促されたのである。

さらに、昨年一二月に成立した「エネルギー自立・保障法」において、再生燃料使用基準量を倍増させた(二

〇〇八年・五四億ガロン→九〇億ガロン、一二年・七五億ガロン→一五二億ガロン)。この結果、今年一月から三月へとトウモロコシ価格が五〇%も上昇したのである。

アメリカは原油の六〇%を海外に依存しており、そのうち二〇%(全体の一〇%)を中東によっている。その部分を自給に移したからといって、エネルギーの自給ができるわけではない。これまで食料―飼料に用いられてきたアメリカのトウモロコシの三分の一をエタノール生産に移行させることにより、世界的な食料需給逼迫を引き起こしているのである。

こうした事態に対し、穀物の使用は食料を第一にするという国際的原則を明確にし、その下に、トウモロコシの大量エタノール使用が見直されるべきである。

今回の洞爺湖サミット、少なくとも、それに先行した食料サミットは、その方向が提起されて然るべき場であったといえよう。

アメリカ国内においても、食品小売り品・製造業者協会(GMA)は、再生燃料使用基準量の廃止と引き下げが必要とし、テキサス州知事は、その半減(〇五年法の水準への引き下げ)が必要としている。エタノールの使用を義務付けている「再生燃料使用基準量」の廃止と引き下げが、アメリカに問われているのである。(SH)

(二〇〇八年七月九日)

# 農地・水・環境保全向上対策の実績と課題

農林水産省農村振興局農地整備課長 雑賀 幸哉

神山 農地・水・環境保全向上対策は、今年度二年度目に入るわけですけれども、一年度目の実績を踏まえて、現状とこれからの課題について、農地整備課長からお話をお伺いしたいと思います。

## 対策の概略

雑賀 制度の概略や一九年度の結果について簡単に説明いたします。

まず、施策導入の背景から説明します。

農地・農業用水等の資源は食料の安定供給や農業の多面的機能にとって重要な社会共通資本です。こういったものはこれまで農家のボランティアな賦役活動によって支えられてきたということなのですが、近年の集落機能の低下というような問題があって、この辺の活動に支障を来すような状況になっている、というようなことが背景としてあります。(資料1)

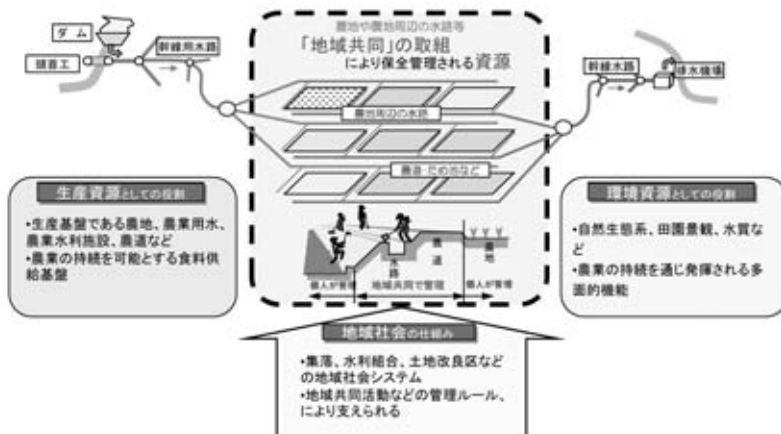
どのようなところから集落機能が低下しているのか統計的に説明しますと、まず、よくいわれていますのが、高齢化ですが、全国レベルに比べて農村部分の高齢化というのは非常に厳しいものがあるというのが一点。

もう一つは、農村地域における農家と非農家の割合ですが、昭和四五年ぐらいだと、半々だったのですが、平成一二年ぐらいいなると、全国平均でいうと、非農家が九割、農家が一割ということで、ほとんどの方が非農家になっている。これはもちろん都市的な地域も含めての平均ですが、中山間とか山間のような農家の方が多いだろうと思われるような地域でも農家の方は三分の一ぐらいしかおられなくて、残りの三分の二は非農家になっている。このような二つの状況が大きくかわっているということ。(資料2)

このような状況を踏まえて、集落機能がどうなっているのか見てみますと、平成五年だと賦役活動にはほとん

資料1 施策導入の背景

- 農地・農業用水等の資源は、食料の安定供給、農業の多面的機能の発揮を支える「社会共通資本」。
- とくに、農地や農地周辺の水路、農道などの資源の多くは、これまで集落など地域の共同活動により保全管理。
- 近年の集落機能の低下により地域共同活動が衰え、力強い農業構造の実現や活力ある農村の振興に支障。

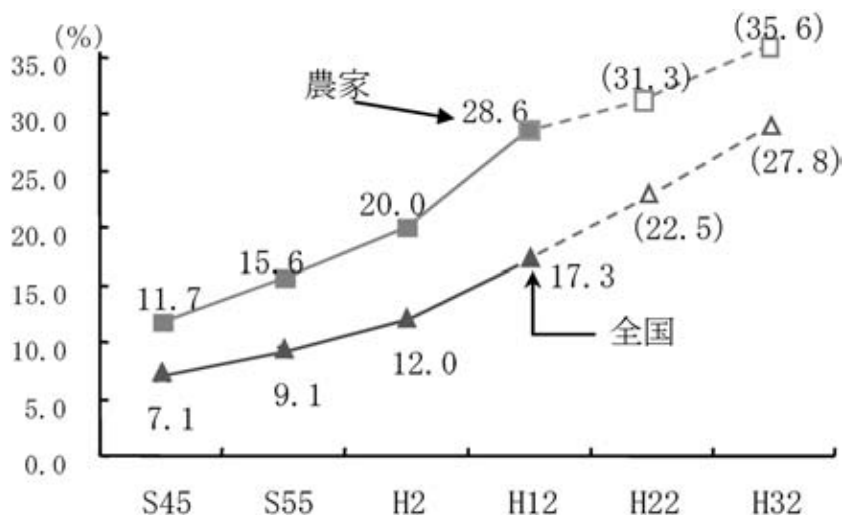


どの農家の方が出ていたのが、平成一五年のデータだと四分の三まで落ち込んでいる。土地持ち非農家になられたような方だと、以前は半分以上の方が出ていたのだ。いたけれども最近では三分の一以下に減っている。非農家の方でも以前は出ていたのだ。最近ではもう出ることさえなくなっているという。非常に厳しい状況になっています。また、そういったことに対して、担い手の方が、今後、農地とか水路などを保全していくことに対して非常に危機感をもっておられるということがアンケートの結果から分かっています。

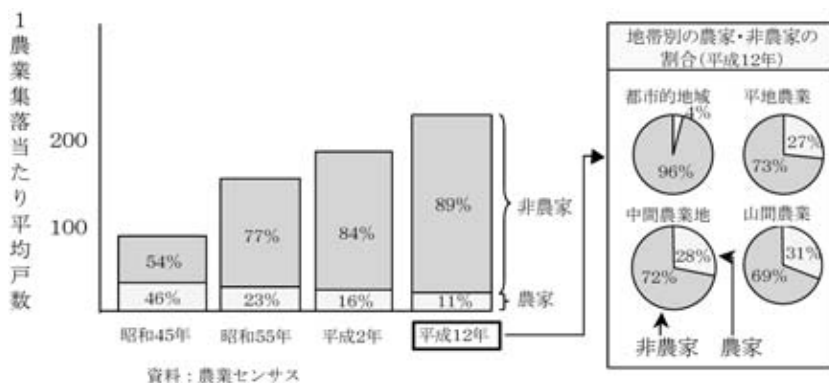
農村における状況はそうなのですけれども、都市の方々から見れば、農村におけるきれいな水とか空気とか、ゆとりとか、子供の教育の観点とか、安全でおいしい食品とか、そういった意味合いにおいて、農村に対するニーズはあるということで、こういった問題をどのようにしていくのかということが、我々としても制度を検討した背景にあるということです。

もう一つ、環境保全を重視したというところの話も国民的な関心が高まっているということで、そのような農業をどのように推進していくのかという観点も合わせて考えております。そのような農産物の購入に関する意向も強いし、そのような農業生産も可能なのではないかとということがあるということです。

## 資料2 高齢者（65歳以上）の割合の推移



## 農業集落の農家と非農家の割合の推移



次に、食料・農業・農村基本計画から施策実施に至る経過を説明いたします。平成一五年に基本計画の見直しということ、三課題、品目横断的な政策への移行、担い手・農地制度の改革、そして地域資源・環境保全政策の確立。そのような大臣からの指示を受けて、農地・水・環境保全向上対策は、一七年の基本計画の策定から、資源保全の調査を行い、一八年にはモデル的な支援事業を実施し、そういった結果を踏まえて一九年度からの本格的な実施に向けた制度の確立を行ってきています。

## 対策の出身

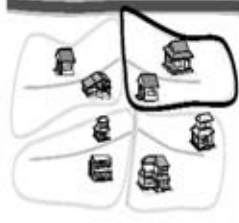
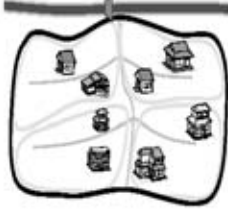

全体的な制度の流れですが、共同活動への支援、これが基礎部分と誘導部分に分かれております。基礎部分というのはこれまで賦役などの活動で行われていたような泥上げとか草刈りという保全活動。それに加えて、誘導部分ということで、水路などを、従来であれば普通に保全していたようなものをかなりきめの細かい保全活動を行うことによって長持ちさせる、「長寿命化」と呼んでおりますけれども、そのような付加的な活動であったり、子供たちと一緒にした生態系保全とか景観形成というような付加的な活動も合わせて行うことになっていきます。

それに加えて、営農活動への支援ということで、特定の農家の方々に減農薬・減化学肥料という農業をやっていた。このような枠組みになっております。

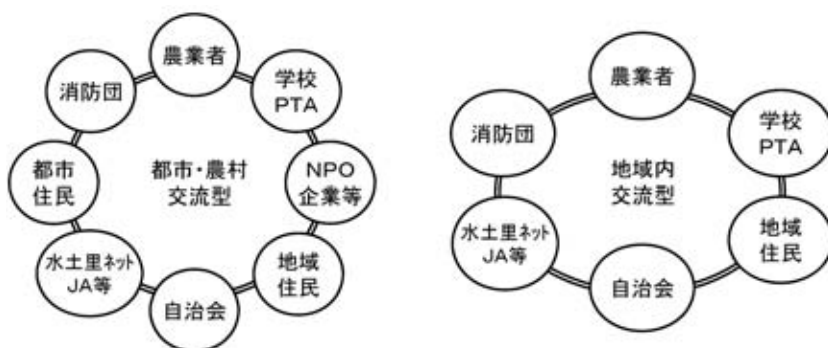
具体的な細かい制度の中身になりますが、支援を受けられる流れとして地域のほうにお願いしていますのが、まずは対象地域の設定。どの地域で活動を行うのか。それから、そこで活動する組織。どのような組織で活動されるのかということを決めてもらいます。次に、具体的な活動の計画です。どのような活動をされるのか。これは地域によっていろいろありますので、このような活動という画一的なお願いはおりません。地域で考えていただくこととなります。そういった地域で考えていただいた活動の計画を、関係市町村とこういうことをやるという協定を結んでいただきます。そして、活動を実践していただく。実践していただくということになれば、農地面積に応じて支援金を交付していくという流れになっていきます。

まず、どのような地域を対象地域にすればいいのですかということですが、これは地域の判断でということ、例えば、集落単位でやっていたりもいいですし、農業用水の流れがありますので、そういう水系の単位でやっていたりも結構です。また、圃場整備や、かんがい排水事業を実施したことによって地域のまとまりが

資料3 対象地域設定単位の例

集落単位	水系単位	事業単位
		
集落ぐるみで保全活動を行う体制	ため池や堰などの水系での保全活動を行う体制	ほ場整備事業などの事業実施単位での保全活動を行う体制

活動組織の構成の例





できているというようなところであれば、そのような事業単位の範囲で地域をまとめることもできます。その他、市町村全域でとか、それぞれの地域のご判断で決めていただきます。

次に、活動組織ですけれども、先ほど「背景」のところで説明しましたが、農家の方の数が減ってきていて、高齢化も進んでいますので、農家の方だけではこのような農地・水という資源の保全を今後とも続けていくというのはかなり厳しいものがあるのではないかとということところが施策導入のバックグラウンドになっていますので、この活動組織には、農家の方だけではなくて、その地区の非農家の方に入っていたいた組織をつくってくださいたいということをお願いしています。どういう方に入っていたのかというところは、これまた地域のご判断で構わないので、我々としては、農家以外の方にどなたでもいいから入ってくださいというようなお願いをしています。学校とかPTAと連携をとったり、子供たちと連携をとったり、場合によっては、消防団の方々と連携をとったり、それから、地域外のNPOの方とか地域外の企業の方と連携をとったりと、いろいろな形で連携をとっていただく。そのような組織をつくっていただいています。(資料3)

### 地域共同活動支援

次に活動の内容です。共同活動の部分では、基礎部分、施設の点検とか、年間の保全計画とか、実際の泥上げや草刈り、農道の保全・補修など、このような活動については基本的にこれまでもやっていただいたことなので、継続してそのまま全部実施してくださいとしています。

誘導部分は、これまでやっていただいた場合もありまして、やってもそれほど活発にやっていたいなかったというところがある活動なのですけれども、こちらについては、それぞれ地域で何をやるのかを考えてやってくださいということで、実際の活動として、うちの地域は施設の長寿命化に力を入れてやるんですという場合はそちらに力を入れていただければいいですし、生態系保全とか環境向上に力を入れたいんだということであれば、そのようなしていただいてもいいですし、その場合も、生き物みたいなところに力を入れたいのか、景観みたいなところに力を入れたいのか、はたまた両方なのか、もっと新しい視点でバイオとかそのような観点でやりたいのか、それは地域でいろいろ考えていただければいいですよ、というような形になっています。ただ、活動の数としてある一定以上やってくださいということにはしていません。

資料4 共同活動支援の要件と単価

共同活動支援の要件		
活動内容(活動指針)		支援の要件
誘導部分	農地・水向上 (施設の長寿命化など)	活動指針に列挙した活動のうち、実践活動の5割以上の活動項目を実施
	農村環境向上 (生態系、景観など)	活動指針に列挙した活動のうち、1テーマを選択し4項目以上の活動項目数を実施
基礎部分	資源の適切な 保全管理	全ての活動項目を実施

選択的  
必須要件

必須  
要件

共同活動支援の交付単価

	10a当たり単価 (国と地方の合計)
水田(都府県)	4,400円/10a
水田(北海道)	3,400円/10a
畑(都府県)	2,800円/10a
畑(北海道)	1,200円/10a
草地(都府県)	400円/10a
草地(北海道)	200円/10a

さらに細かく説明しますと、特に基礎部分は基本的に全部行ってくださいということになります。誘導部分については、例えば四項目以上行ってくださいとか、五割以上行ってくださいということにしています。

支援の単価については、共同活動支援については、基礎部分についてはすべての活動項目をやっていた。誘導部分について、その中の四項目以上の活動をやってくださいなどというような話をお願いしています。田の内地、北海道以外であれば、反当たり全体として四、四〇〇円。そのうち国が二、二〇〇円支給いたしました。残りの二、二〇〇円については、基本的に都道府県が一、一〇〇円、市町村が一、一〇〇円支給することになっています。単価は、北海道とそれ以外の都府県の地帯別、また、水田、畑、草地の地目別で単価を変えています。(資料4)

営農活動支援

営農活動支援については、大きく二つの種類に分けています。一つは、まず地域全体でやっていただくもの。地域の中で少しでも環境保全向上につながるような取り組みです。化学肥料・化学農薬の五割減といわないまでも、例えば有機質肥料を使ってみるとか、除草剤を使わ

資料5 営農活動支援の要件と単価

①と②を一体的に行うことが必要

① 相当程度のまとまりをもって、化学肥料や化学合成農薬を原則5割以上低減する等の先進的取組


- 化学肥料と化学合成農薬の使用を原則5割以上減らすこと
- 持続農業法によるエコファーマーの認定を受けること
- 地域で一定のまとまりをもった取組であること

まとまり要件(取組実態に応じて次のどちらかを選択)

- 各作物ごとに見て…集落等の農家のおおむね5割以上
- 作物全体で見ても…集落等の作付面積の2割以上かつ農家の3割以上

② 地域全体の農業者による環境負荷低減に向けた取組

- 地域で選定した取組を地域の8割以上の農家が取り組むこと



(例)たい肥の散布

営農活動支援の交付単価  
(先進的営農支援)

作物区分	10a当たり単価 (国と地方の合計)
水稲	6,000円/10a
麦・豆類	3,000円/10a
いも・根菜類	6,000円/10a
葉菜菜類	10,000円/10a
果菜類・果実的野菜	18,000円/10a
施設で生産されるトマト、きゅうり、なす、ピーマン、いちご	40,000円/10a
果樹・茶	12,000円/10a
花き	10,000円/10a
上記の区分に該当しない作物	3,000円/10a

ない取り組みをすれば、浅水代かきみたいなことをやるとか、これはどういう項目でもいいので、地域の中で一項目決めてやりますというような形で推し進めてほしいということをお願いしている部分。もう一つは、個々の農家が化学肥料・化学農薬を五割以上低減するというような形での取り組み。この二段の枠組みになっていきます。

営農活動への支援については、地域での環境への取り組みに対しては、一地区当たり二〇万円の支援を行います。個々の農家の方が化学肥料を低減する、化学合成農薬を低減するという活動に対しての単価は、水稲でいえば反当たり全体で六、〇〇〇円。割り振りとしては、共同活動支援と同じで、国がその半分、県と市町村が四分の一ずつということになります。単価算定の基本的な考え方としては、肥料を減らすとか農薬を減らす、そのかわりに生物農薬を使ったり有機質肥料を使ったり、ご本人の除草作業の手間が増えたりといった掛かり増し経費というものを手当するという形になっており、水稲とか麦、いも、果樹という作物によって単価を変えています。

(資料5)

次に実施体制について説明します。

先ほど説明したように、いろいろな地域で集落単位とか水系単位といった対象範囲で活動組織をつくっていた

## 資料6 平成19年度の取組状況

## ＜共同活動支援＞

市町村数	活動組織数	取組面積
1,252	17,144	1,163千ha

## ＜営農活動支援＞

市町村数	活動組織数	営農活動区域数	先進的取組実施面積
348	2,042	2,301	46千ha

注1：平成19年度採択時の数値

注2：営農活動支援の数値は、共同支援活動の内数

注3：一つの活動組織内に複数の営農活動区域が存在する場合がある。

だ。その上に県単位では地域協議会というものをつくって活動組織を指導・支援していく。国、都道府県、市町村は、この地域協議会に対してそれぞれ支援をしていく。もちろん資金的な支援も含めて、指導・助言というものもやっていくというような形になっています。地域協議会も各県に一個である必要性はなく、県によってはブロックごとにつくるとか、市町村ごとにつくるといような、県のご判断でそれぞれ対応していただく形になっています。

## 平成一九年度の実績

次に一九年度の結果の概要を説明します。

共同活動支援に取り組んだ市町村数が一、二五二。活動組織の数が全国で一万七、一四四できています。取組面積としては一一六万ヘクタールで、地目別には田が約九〇万ヘクタール、畑が約二〇万ヘクタール、草地が三万五、〇〇〇ヘクタールぐらいとなっており、これまでも共同活動の実績のある田が自然に多くなったのではないかと考えています。

営農活動について、市町村数は三四八、活動組織数は二、〇四二となっています。こちら水稲が多くなっております、全体の八四％を水稲が占める結果になっています。

(資料6)

それぞれの県別の取組量を見ますと、地域によって差が出ておりまして、東北や北海道のように比較的取組みの面積が多い地域があります。関東や近畿の一部の県は少なめです。——ただし、近畿の中には滋賀とか兵庫とか、都市近郊に近いようなところでも一生懸命取り組んでいただいております、面積的に非常に大きいところと、同じ近畿の中でもなかなか難しいようなところがありまして、地域によって、同じような形での比率になっているわけではなく、かなり取り組みの割合が違うという状況です。

それは、営農活動も同様で、農地・水・環境保全向上対策の実施前から、県単独で同様な制度をもっていた滋賀県などは、活動組織とか取組面積でも群を抜いているというような形になっています。北海道とか東北などは結構積極的に取り組んでいます、やはり関東などというところになってまいりますと、少し取り組みの割合が少ないというような結果になっています。

取組面積をブロック別に分けて、田・畑・草地の比率を見てみますと、共同活動支援については、全国平均では水田が七八〇%ぐらいになっていますが、地域ごとに特色が出ており、北海道だと、草地が多いということもあって、草地や畑の割合が大きくなっています。また、沖縄は、水田ではなくて畑が多いとか、近畿は水稻の割

合が九〇%を越えて多くなっているというような特色が出ています。

営農活動支援も、全国平均では八四%が水田となっていますが、東海が畑で頑張っているとか、関東では全体の取り組みは少ないのですが、水稻だけではなくてバラエティーのある果樹とか畑作物などでも結構取り組んでいる。東北では、やはり東北の情勢を反映して、水田がかなり大きな割合になっているというような、地域別の差が出ています。

次に、先ほど説明した地域協議会についてですが、道府県単位でつくっているところ、県内のブロック単位、市町村単位とそれぞれありまして、道府県単位のところ、三八道府県、県内ブロックでやっていたところ、茨城、愛知、兵庫、香川、長崎の五県でブロック単位のを全部合わせますと三二の協議会。市町村単位は新潟、富山、福井の三県で、全部で六一の協議会。全てを合わせると、全国で一三一の地域協議会ができています。

地域協議会の構成も、農業関係の部局というだけではなく、いろいろな方に入っていただくというにお願いしています、JAとか、土地連とか、市町村は必須として入っていますが、必須以外として、PTA、NPOや、自治会の連合会が構成員になっているところもあり、活

動組織だけではなくて、それを支援・指導していく地域協議会も極力多様な構成員に入っていたかどうかのようにしております。

なお、昨年末に農政改革三対策でいろいろ改正見直しを行いました。農地・水・環境保全向上対策については、事務処理の簡素化を行ったわけですが、現実問題として、我々としても、どのような改正が必要とされているか、農政局、県を通じて活動組織からいろいろ伺った上で、非常に声が大きかったのが事務の簡素化の話でした。

事務の簡素化については我々が反省すべき点もあり、例えば、草刈りとか泥上げをやっていたら水路一本一本について、草刈りをやる前の写真、草刈りをやっている最中の写真、草刈りが終わった後の写真をそれぞれ撮ってくださいというようなお願いを——要するに、我々としては公金を使って行っている意識もありますし、公共事業の実施の際に行ってきたような概念でお願いしたわけですが、さすがに農家の方々はそこまでできないというような声も随分あり、また、他にも資料も多かったり、事務だけでんやわんやだというような声が相当あって、その部分については、公金を使うからには、当然報告をしていたら必要があるわけですから、極力、最低限のレベルにさせていただいて、農家の方の負

担を減らしましょうというような形にしたということです。

事務の簡素化以外に、地区によっては、個別の課題として全く何も上がっていないというわけではないのですが、全国的な課題としては、そんなに大きな課題とはなっていたわけではないということと、どちらかということ、かなり好意的な目でこの制度をとらえていただいていたところが多かったということがありました。

特に地域の方々は、先ほどご説明したようなバックグラウンド——なかなか地域の農地とか水の資源を守れなくなってきているということは認識されていた。ただ、地域としてどうしたらいいのかよくわからなかった。そのように取り組むようなきっかけもなかったということに、今回このような形で制度ができて、きっかけになるようなお金がある。反当たり四、四〇〇円というお金は、農家個人個人の目から自分の経営がこれで立て直せるんだというような金額では決してないのですが、そのような地域の取り組み、例えば、学校などにこういうことを一緒にやりませんかとか、今まで参加されてなかった方に、せっかくですから一緒にやりませんかというようにお話を話しかけやすい、そのような制度もできたしお金も来るしというようなところが言いやすくなったというところで、こういうことは良かったというようなお話

が多くありました。

ですから、制度そのものについては——もちろん、とりあえずは五年間というような形でやるという設計になっておりますので、五年間このような形でやらせていただくという形で整理していることもあって、三対策の中では、品目横断は、制度そのものを少し改正しておりますけれども、農地・水・環境保全向上対策については、制度そのものを改正する必要性はないのではないかと。もちろん、今やっているものを五年間やってみて、その成果と評価を踏まえて、次の五年間というものをどのよう to 考えていくのかということにおいては、全く何も考えないということでは決まてないのですが、まずは、今の制度をきちんと進めて、広げていきたいと考えているところです。

我々は基本的に制度の中で要件を設けておりまして、この程度のことをやってくださいというような形でお願しているわけですが、結果的に、こういうことを何かやりたかったというような地域がたくさんあります。そういうところ、制度ができて、少しでもお金が来るということによって、今までやりたかったものを、「やろう！」という気になっていただいているところが相当あり、制度上要求しているような最低限の活動レベルというよりは、もっと地域の中で活性化させていこう、少し

でも地域の資源を守っていこう、地域の中で一緒にやって取り組んでいこうと。壊れかけていた地域におけるコミュニティというものを復活させていこう、そのようなところに地域それぞれの思いをめぐらせて行っているところが相当数あります。

我々としても、もちろんそういったことをねらって施策を打っているというのは事実なのですけれども、一七、〇〇〇の地域ができた、一二〇万ヘクタールという広大な面積でこういうことをやっていたらどうしているという量的な問題だけではなくて、質的な面においてもそれなりの効果が出ているのではないかと思っています。ただ、こういう質的なものについてどう評価していくのか。量的なものは、量がこれだけ増えましたというような形での評価になります。質的なところをどう評価していくのかというのは、一地区の定性的なものとしては事例がたくさんあるのですけれども、それを定量的なものとしてどのように評価し、今後の活動の指導や、その次の対策というものにつなげていくのかというのは、我々の今後二年目、三年目の課題であると考えています。

# 宮城県登米地域の

## 農地・水・環境保全向上対策の取り組み

みやぎ登米農業協同組合営農経済部営農企画課長 春日 浩光

### はじめに

平成一七年一〇月決定された「経営所得安定対策等大綱」は担い手対策、米政策改革、農地・水・環境保全向上対策の三本の柱で構成されている。そして担い手対策を明確化した上で、地域一体となった農地・水・環境保全向上を図るものであり、今後の農村地域社会のあり方にかかわる画期的な政策改革であるといえる。農地の保全と農村環境の改善、食の安全性の追求に積極的に取り組み、赤とんぼが乱舞する自然環境の復活をめざして「環境保全米」運動を展開している登米地域においては大変心強い支援対策となっている。

登米市は宮城県の北部に位置し、北は岩手県に接し、平成一七年四月に九町が合併し誕生した新しい市で、宮城県でも有数の穀倉地帯であり、農業を基幹産業として地域振興を図っている。豊かな自然環境と恵まれた地域

資源を背景にして、宮城の「ひとめぼれ」「ササニシキ」の主産地である。また、稲作の副産物であるわらを利用した肉用牛の産地でもあり、稲作と結合した耕畜連携の農業を展開し、園芸部門においてもきゅうり、キャベツなどの生産が盛んに行われている。

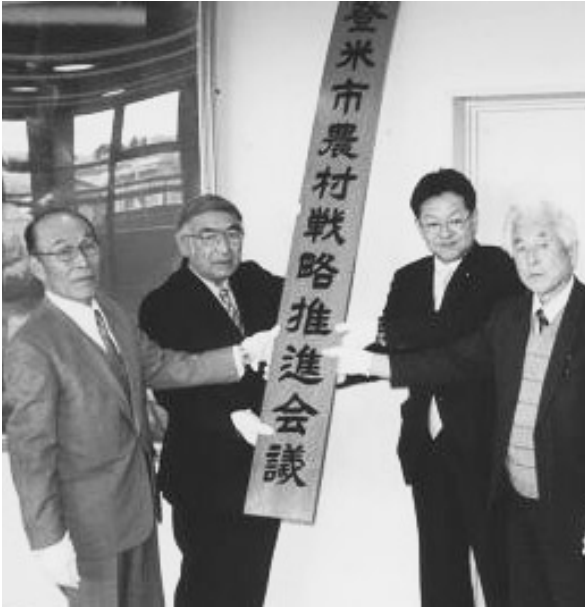
### 一、地域農業振興への取り組み

「経営所得安定対策」は、平成一七年一〇月以降制度の概要説明が国・県等で行われ、JA及び市においても農家に対して説明を行ったが、戦後農政の大転換とも言われ、容易に理解しがたく、受け入れにくい政策であった。そして、いずれの説明においても担当部署が明確化されず、平成一八年度からの推進体制が課題であった。

また、合併市としてもJA・市を中心とする関係機関が一体となった地域振興体制の整備が課題であったため、経営所得安定対策の円滑な実施を行うということよ



りも、登米市農業振興ビジョンの策定と推進を目的に、平成一八年四月一日「登米市農村戦略推進会議」を設置したのである。構成組織は県、市、JA、農業共済組合、土地改良区、農業委員会により構成され、事務局には「登米市農村戦略推進会議室」を設け、関係職員九名（市四



（農村戦略推進会議設置式 左より千葉農業共済組合長、阿部農協組合長、布施市長、石川農業委員会会長）

名、JA三名、土地改良区一名、農業共済組合一名）がワンフロアの体制を実現した。この部署の設置が新農政の受け皿となり効果を発揮したのである。

農地・水・環境保全向上対策の推進主体は「登米市農村戦略推進会議室経営対策班」が担当し、平成一八年四月より二〇〇を超える集落に説明会を実施し、同年六月市内約一二、〇〇〇戸の農家対象に農家意向調査・大綱パンフレットを配布し、対策取り組みへの周知徹底を進めた。このアンケートの結果、品目横断的経営安定対策には関心があっても、農地・水・環境保全向上対策には関心が薄く、土地改良事業の集落の江払い等と勘違いをしている農家も多かった。

そこで、優良農地と住みよい農村環境を守ることが目的であることを分かりやすく説明するため次の二点を重点項目に上げ推進したのである。

- (1) 共同活動はこれまでの農家の取り組みとほぼ同様であるが、農業者以外の地域住民も参画した活動組織を設立すること。
- (2) 営農活動に対する支援は共同活動実施地区であれば、「環境保全米」を作付けしている農家は支援対象となること。

この政策の営農活動支援対象となる要件を見ると、①化学肥料・化学合成農薬を原則五割以上減らすこと、②

エコファーマーの認証を受けること、③地域で一定のまとまりをもった取り組みであることである。加えて、地域全体の農業者による環境負荷低減に向けた取り組み（たい肥の散布、浅水代かき、温湯消毒等）が必要となるが、「環境保全米」を作付けしている農家はほぼ支援の対象要件を満たすことになる。

また、もともと集落ぐるみで農道・排水路等の管理を行っていた集落は、今までの取り組みの延長上に共同活動に取り組み、何よりも効果があつたのは「環境保全米」を栽培している農家は、営農活動の対象となることである。「環境保全米」栽培農家が全体の約九割近くを占める登米地域がこの対策へ関心を高めたのである。

## 二、農地・水・環境保全対策と「環境保全米」

ここで、「環境保全米」運動の取り組みについてその背景を述べてみよう。

「環境保全米」は、「環境を保全し農地を守り・食べる人に安心と安全を・作る人には元気を！」をモットーに進めているJAの米作り運動である。栽培タイプは①Aタイプ（有機栽培米）、②Bタイプ（有機栽培転換期間等）、③Cタイプ（特別栽培米）で、最も取り組みの多いCタイプは、農薬・化学肥料とも地域慣行の五割削減栽培（農水産省「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」）で

表1 環境保全米栽培面積の推移

区 分	2002年	2003年	2004年	2006年	2007年
環境保全米栽培面積	400ha	1,080ha	6,000ha	8,200ha	8,700ha
全水稲生産面積に対する比率	3%	9%	53%	73%	87%

表2 エコファーマー認定状況

区 分	2002年	2003年	2004年	2006年	2007年
エコファーマー数	9人	91人	101人	3,818人	4,108人

ある。耕作放棄地を無くし、地域の自然環境を緑豊かなものとし、食の安全安心を追求して「赤とんぼの乱舞する自然環境の復活」の実現がシンボルとなっている。

この「環境保全米」運動をJAは二〇〇三年より一斉に推進したのであるが、この年の冷害等にも強かったこと、消費者・流通業者の注目を受けること、JA・組合員農家が一体となって推進取り組んだこと等により現在（平成二〇年）では全体の九割まで拡大している。（表1 参照）

また、エコファーマーについてもJAが窓口となり、平成一七年度に「環境保全米」栽培農家を対象に認定を推進したことも本対策の加入拡大に繋がっている。（表2 参照）

このように、JAの先進的な取り組みが、「農地・水・環境保全向上対策」の加入推進に大いに役立ったことが、「環境保全米」運動の一つの成果ともなっている。

### 三、農地・水・環境保全向上運動の実践

計画書の作成・ヒヤリングを平成一八年七月～二月に一八四地区を対象に実施したが、計画書の記載内容が複雑で、さらに作成にはパソコンの操作が不可欠であり、高齢者が多い集落等断念した集落が多かったことについては残念であり、国・県に対しては事務手続きの簡

素化を強く要望する。（平成二〇年度より提出書類の簡素化がされたが不十分である。）

最終的に活動計画を策定し、市との協定を締結した組織、対象面積は共同活動で八七組織、営農活動で七三組織となった。

特筆すべきは、営農活動に対する取り組み面積である。登米地域の占める割合は、県の約七五％、全国の約七％を当地域が占めている。営農活動支援面積三、二一五haの内九七％が水稲での取り組みであり、「環境保全米」運動への取り組みがいかにかこの対策へ貢献度が大きいかわかる。（表3 参照）

表3 登米地域における活動組織

	組織数			面積 (ha)		
	県	市	割合	県	市	割合
共同活動	517	87	17%	43,885	6,613	15%
営農活動	102	73	72%	4,310	3,215	75%

参考 全国 共同活動 17,144組織、1,163千ha  
営農活動 2,042組織、46千ha



排水路の泥上げ

管内八七組織の共同活動の概要については、本地域においても農村地帯ではあるが、混住化が進んだ地域が多い。近年移住してくる非農家の農業・農村の持つ多面的機能への理解が乏しく、共同活動作業への参加協力を得るまでには努力を要した。

その中で、地域を走る排水路・道路等が家庭雑排水の受入や、通勤用道路となり恩恵を受けることを非農家に理解を得ること、また、子ども・老人会等にも住み良い地域社会をつくること等をワークショップの開催等通じて、農業・農村の持つ他面機能の理解を求め、地域が一体となった保全活動を展開した。

活動の概要は以下の通りである。

## 1 共同活動

### (1) 基礎部分

各活動組織は決められた全項目を実施するが、水路の泥上げ、草刈り、農道の補修を中心に、未耕作地を解消に務めている。

### (2) 誘導部分

各活動組織は決められた項目を選択して実施しているが、当地区において取り組みが多いのは施設の機能診断、農業用施設の補修、保守管理、清掃作業等である。特に水路等の目地つめ等補修により、機能が再生された施設も多く事業効果が上がっている。

(3) 農村環境向上対策

五つのテーマ①生態系保全（外来種の駆除、生物の生息状況の把握）、②水質保全（水質調査の実施）、③景観形成・生活環境保護（花の植栽等）、④水田貯留機能増進・地下水かん養（けいはんの嵩上げ等）、⑤資源循環（家庭ゴミの堆肥化等）の内一つ以上実施するが、当地区においては生態系保全（生き物調査）、景観形成の取り組みが多くなっている。

釣り大会を開催してブラックバスを駆除するというユニークな取り組み等も行われている。

2 営農活動

(1) 地域全体の農家が行う環境負担低減に資する取り組み（全体の八割以上が用件）

①有機質肥料、堆肥の施用

登米市においては先に述べたとおり、肉用牛の生産が盛んで、市内七カ所の有機センターが稼働し、さらに自家製良質たい肥と合わせて、対策への加入農家は全員がたい肥施用での申請となっている事は特筆すべき点である。

②浅水代かき

濁り水の流失防止のための浅水代かきは、「環境保全米」農法として登米市内全ての農家を取り組んでいる。



農道の砂利引き



生き物調査

③ 温湯種子消毒

J A による「環境保全米」運動で二〇〇三年より、これまでの化学農薬による種子消毒から「温湯消毒」に全面的に切り替えている。この取り組みは県下はもとより全国的にもまれな画期的な取り組みであり、管内水稲種子消毒は一〇〇%「温湯消毒」である。

(2) 環境負荷低減に向けた推進活動

生き物調査の実施、技術研修会の開催を行い、展示効果を高めるための表示を、J A 「環境保全米」の表示旗に「農地・水・環境保全向上対策ほ場」のシールを貼り付けて表示を行っている。

(3) 概ね五割以上のまとまりを持って実施する要件への対応

この取り組みは、化学肥料・化学合成農薬を慣行から五割以上低減する取り組みを地域が一体となって実施することであるが、当管内においては約九〇%が上記取り組みを満たしている「環境保全米」のため、全地区がまとまりを持って行う先進的な取り組みとなっている。

(4) 営農基礎活動支援（地区二〇万円支援）

地域全体で環境負荷低減に向けた取り組みを進めるための活動に対する支援となり、研修会の開催、看板設置、組織毎の広報等の作成を行っている。



老人会、子供会等で花の作付が多く行われる



釣り大会を利用したブラックバスの駆除が行われる

表4 主な交付金の使途内容

項目	主な交付金の使途内容
基礎部分の活動に要する経費	施設の点検・計画策定、未基 地等の管理、非排水路の江 等賃金、農き砂利の材料費
誘導部門	機能的見込みを生産資材費等 の巡回賃金、施設の改修に 係る計画策定、広敷・香色水質保 全、景観形成にかかる賃金、 資材費等
活動組織の管理運営に要する経費	役員報酬、事務経費、配袋料、 パソコン・プリンタ等のリース料、総会経費等



すべての組織で様々な種類の看板を設置する

### 3 資金計画

#### (1) 共同活動支援交付金

付金

事務費、報酬等に資金が偏らないように、基礎部分

の活動、農地・水

向上活動、農村環境向上活動、管理

運営の要する経費

の割合を概ね三・

三・三・一として

指導している。

主な交付金の使途

は次の通りとなる

#### (表 4 参照)。

#### (2) 営農活動支援交付金

付金

先進的な取り組みを実施する農家

への配分の考えは以下の通りである。

①事務経費を差し引いた金額を、先進的な取り組みを実施する農家へ実施面積に応じて分配する。

②その割合は、九〇％～九五％を農家に配分する。

③有機センターたい肥の投入経費を全体で支出し、残りを農家に分配するなどの例もある。

以上が活動の概要であるが、最後に一年間の実践を踏まえ意見を述べてみると、本対策での営農活動支援が、化学肥料・化学合成農薬を五割以上低減するに際しての掛かり増し経費を助成するという点において、本J Aが取り組んできた「環境保全米」運動がまさに対策を先取りしていたことになるが、認定要件の複雑さと、加入準備期間がとれなかつたことより「環境保全米」作付面積八、七〇〇haの三七％の加入率となつたのは誠に残念である。また、二年目以降の新規加入が地方財政の事情より認められにくくなつてはいるが、五年の対策であるので、地方の主体性を重視し地域の特性を活かした多様な取り組みができるよう制度運用の柔軟化を求めるものである。また、地方財政の差により認定に差がないように、地方財政負担の軽減措置を講ずるべきである。

今後、本対策を活用しながら、環境保全型農業を継続すると共に、耕畜連携によるより質の高い、活力ある地域農業の発展に取り組む所存である。



# もうひとつの農のめぐみの

## 危機に環境支払いの手を

百姓・農と自然の研究所代表 宇根 豊

### はじめに

農地・水・環境保全向上対策は、「環境支払い」の扉を国家として開けた。しかし、農水省はこの政策を「環境支払い」と呼ぼうとしない。それはどうしてだろうか。「コスト補填」を前面に出しすぎているからである。環境コストを言い立てることは、環境便益（この言葉が嫌いなので、「農のめぐみ」と表現する）を直接評価できないことを暴露しているのではないか。はっきり言えばいい。農のめぐみとは、「自然環境」そのものだ、と。その自然が、現代日本では、百姓だけでは支えきれない。消費者と一緒に支えなくてはならない。そのための方策ならば、その自然の危機と豊かさを表現して、国民に伝えなければならぬ。

そこでこの「表現」をキーワードにして、国の農地・水・環境保全向上対策に先駆けて、福岡発で開始された「生物多様性への環境支払い」を分析して、日本における環境支払いの展開を考えてみよう。

まず、農のめぐみの一例を表現しておこう。日本全国では、赤トンボが二〇〇億匹生まれている。このうち田んぼで生まれているのは九九%である。しかし、赤トンボの発生は、自然現象であり、タダである。つまり「農のめぐみ」とは、国民に認識されていない。

### 1、福岡の環境支払いのねらいは何だったのか

(1) 「環境支払い」で一年先行していた滋賀県では、「琵琶湖の水を汚さない、守る」という明確な目的で、減農薬にする、代かき水を琵琶湖に流さない、畦に除草剤を

散布しないなどの技術から四つを選んで実施した田に対して、一〇アールあたり五〇〇〇円が支払われるようになった。福岡県では、琵琶湖にあたるものを「田んぼ」そのものに見出し、生きもの調査を実施した田んぼに、一〇アールあたり五〇〇〇円が支払われたのである。

(2) 当初は、田んぼの生きもの調査を行い、生きものが豊かな田んぼの条件(たとえば減農薬とか)をつかんで、いくつかの生きものが多い田んぼはいい田んぼだという「生きもの指標」を決めることができるのではないかと考えた。

(3) したがって、「減農薬」である(つまり生きものが多いにちがいない、と思われた)ことを、採択条件とした。同時に、農作業と圃場条件の記帳・記載を要求したのは、百姓仕事と生きものとの関係を解明したかったからである。

## 2、生きもの調査のみのり

(1) **田んぼの生きものを、なぜ調べなければならなかったのか。**

じつは、消費者は意外に思うかもしれないが、田んぼでどういう自然の生きものが育っているかは、はっきりわかっていない。たしかに「害虫」はまあ調査され

ているが、益虫、ただの虫にいたっては、ほとんど実態がわかっていない。今までは、それでも別に不都合がなかったということだろう。しかし、

①農産物以外の「めぐみ」を持ち出さないと、農が地元存在しなければならぬわけが説明できなくなった。「安くて安全な農産物なら、外国産でもいい」という意見に、説得力のある理由を示す必要が生じてきた。

②身近な自然を代表している農地の生きものすらも、絶滅の危機に追い込まれてきた。殿様ガエル、タガメ、丸タニシ、ドジョウ、メダカなどは絶滅寸前である。

こういうことが、引き金となって、「田んぼの生きもの目録づくり」「生きもの調査」が始まったのだが、これを日本で最初に「農業政策」に組み立てたのが福岡県の政策であった。(正式名は「県民と育む農の恵みモデル事業」という。これから「農めぐ」と略すことにする。)

(2) **田んぼの生きものの実態がはじめて明らかになった**  
この「農めぐ」で、全国でも初めて、県内各地の田んぼの生きものの実態が明らかになった。

①田んぼの生きものは、同じ地区でも田によって異なり、個性的である。

②長い間無農薬・減農薬に取り組んでいる地区は、ある種の生きものは多いが、全般的に多いとは限らない。

③農業技術の影響を受ける種類とおもに立地条件の影響

響を受ける種にわけられる。しかし、原因（因果関係）がよくわからぬ種も存在する。

④地区ごとの差はむしろ明らかになった。

### (3) 財産目録ができた

生きもの調査は、生きもの目録づくり（めぐみ台帳づくり）のための手段だが、驚くべきことに、調査自体が目的化してきた。つまり調査自体が楽しくなってきた、調査自体が仕事になってきたのではなかったらうか。これから、二つの大きなタカラモノ（財産）がもたらされた、と言っている。

①「百姓の豊かなまなざし」が復活した。それは百姓仕事からもたらされる本来の能力だったのかもしれない。「タイコウチを三〇年ぶりに見た」と語っていた百姓の目の輝きがすべてを象徴している。

②「田んぼの生きもの目録」が自動的にできあがった。それは、紙の野帳や報告用紙の中にもあるが、一番の所蔵庫は百姓の胸の中だろう。一人一人がタカラモノ（生きもの目録）をこれからは抱きしめて、生きていくことになるのである。

### (4) 指標化の試みが始まった

田んぼの「めぐみ」（多面的機能）に対して、「環境支払い」を本格的にやろうと思うと、当然ながら、①「支払い根拠」を明らかにしなければならない。次に、②どれ

くらい以上の水準に達すれば払うのかという「基準」が必要になる。さらに、③その「水準」を一人一人の百姓が確かめる（調査する）方法がなければならない。最後に、④その百姓の申請が妥当なものかをチェックする方法が必要になる。

福岡県の「農めぐ」は、このすべてに対応できる内容に組み立てられている。これらの四つの項目のうちもっとも重要なのが、②の「基準」であろう。残念ながら、三年間の百姓の調査にもかかわらず、県内全域に通用する画一的な「基準」は明確にならなかった。しかし、それよりもっと豊かなもの（百姓のまなざしや、生きもの目録など）がもたらされた。

## 3、農のめぐみの発見

### (1) 多面的機能を越えた「めぐみ」

百姓にとって「多面的機能」は外部からやってきた言葉・概念である。自分たちの実感とはかなりずれている。普段は意識しないコトを、「機能」として意識せよと迫られたわけである。「水田には洪水防止機能がある。」「水田には生物育成機能がある。」と言われても、そういうコトを目的に「稲作」をしているわけではなく、そういうコトが自分の百姓仕事の結果生じていると、実感することもない。ここが「農」のすごいところなのだが、

これを百姓が実感し、自前の言葉で表現しないことは、この価値は誰にも伝わらないだろう。

「落水の時に、生きものが気になるようになりましたか」というアンケートに対して、「農めぐ」の参加者の七七％が、そうだと答えている。(気にならないというのは一〇％である)これは生きものの「生・いのち」を感じているからである。その生と自分の落水という百姓仕事に濃密に関わり合っていることを意識しているからである。

こうして「生物育成機能」は、落水という百姓仕事と結びつくことによって、「機能」ではなく「実感」となり、意識される。ここから人に伝える言葉が生まれれば、それは「めぐみ」になり、家族や地域の人や消費者や県民と共有できる。

## (2) 「表現」「言葉」が一番大切

各地でよく聞かれることは、「まだ、こんなに生きものが生きていたのか」という驚きの言葉である。「ほんとうに、なつかしい」という言葉も聞いた。それは「今まで何を見ていたのだ」という深い反省を伴っているが、感動が過去の経験と結びついているところに最大の特徴がある。時の流れの中で、百姓も生きものも生きて来たが、両者の関係はだんだん希薄になって。それは日本社会の近代化の流れの中で、どうしようもなかったことだっ

た。その流れの中で、いつの間にか姿を消した生きものも少なくなかったが、まだ生きのびて、こうして数十年ぶりに顔を見合わせる生きものがある。

このひとときに、感動は生まれてくるものなのだ。そしてこの感動・感慨を言葉に変えるものが、「伝承したい」という百姓の伝統だろう。なぜなら、自分も生きものとの関係を体験を通じて、引き継いできたからである。生きものへの「まなざし」は、時の流れを超えて伝わってきた農の文化である。これも「めぐみ」の一種かもしれない。

さて、ここで生まれる「言葉」がとても大切である。言葉こそが、「農のめぐみ」を伝えることができる。家族を、住民を、消費者を、田んぼに誘うことができる。このことを従来の「農政」はほとんど重視してこなかった。なぜなら「生産」が中心だったからだ。ここに来て、「食べもの」や「自然環境」や「生きもの」が話題にあがるようになると、新しい自前の、地域からの表現でないと、実感が語れなくなった。その語りを引き出し、鍛える場を提供するような「農業政策」がやっと、地方から生まれたのである。

たぶん、「農めぐ」の最大の成果は、百姓と地域住民の体の中に生まれた「実感」と「言葉」だろうと思う。言い換えれば百姓本来の豊かな「まなざし」だったんだら

う。

#### 4、「環境支払い」の日本での可能性

##### (1) 「環境支払い」とは何か

農業生産とは、得られた生産物からえられた所得で、再生産が続けられる、というのが近代的な理解の仕方である。しかし、それは人間の労働だけに着目した見方である。農業生産は人間だけが主役となって生産しているのではなく、作物が様々な生きものと一緒で育つところに本質がある。そのことを、百姓が手助けしていると考えるならば、作物が育つための自然の循環が損なわれないように、することは当然であろう。それがあまりにも当然すぎて、「自然に」もたらされていると錯覚してきたために、農業近代化によって自然環境は大きく損なわれてきたことに鈍感だった。そこで、

①この自然環境を国民みんなの財産（社会的共通資本）だと考えて、この農的な自然を保全するため負担を住民や国民が負うという考えが生まれてきた。つまり国民は、これらのタカラモノを無償で享受するお礼として、自然に対して対価を支払うのである。その対価は、百姓が代理として受け取ることになる。

②したがって、その対価の使い方が次に重要になるだろう。生きものが、生きものらしく生きることができ、

その結果作物がよく育ち、農業生産が持続するように、この国民の負担金は使われなくてはならない。

一方、グローバル化によって、海外からの安い農産物輸入は増え続け、農業収入は減少の一途をたどってきた。これでは、作物も自然も再生産できなくなってしまう。そこで、百姓の所得を直接補償しようという政策が生まれしてきた。その根拠として、農業が成り立たなくなると、自然環境も荒れ果ててしまうから、という理論が採用され、説得力を持つようになった。この場合、この支払い金は農家所得の補償にあてられるが、

③それも農業の再生産が自然の再生産と切り離せないという国民の理解があれば、「環境支払い」となり、

④それが形成できなければ単なる食料生産のための農家経済のための「所得補償」となるだろう。

福岡県の「農めぐ」のねらいは①にあり、③の視点はあまりない。②の使途も異色であり、「生きもの目録づくり」という画期的な世界を切り開いてきた。農水省が二〇〇七年から始めた「経営安定対策」は④であり、「農地・水・環境保全向上対策」は③である。しかしこの③であるという理解を広げるために、この対策はまだ多くの課題を克服しなければならないだろう。

##### (2) 環境支払の難題

いわゆる「環境支払い」を実現するためには、三つの

難題が立ちふさがっている。

①百姓は生産振興の助成金なら抵抗なく受けている人も、こういう支援金を嫌がる人が圧倒的に多い。「百姓で生きていく以上、痩せても枯れても自分の力で所得を得なければ、みじめになる」という意見は大多数を占める。

環境支払いは、農産物の売り上げだけでは所得を維持できない百姓への「生活保護」「生活保障」「所得補償」だと受けとめられている。でも「米価」でのかつての二重米価政策（生産者価格が消費者価格よりも高く、その差額は政府が負担していた）も間接的にはそうではなかったのか、という反論は通用しない。それは、 magari なりに、米の価格としてたらされてきたからだ。そこで「環境支払」分を米の価格に乗せすればいい、という主張も現れているが、これにも問題は多い。

②次に、そもそも環境にカネを支払わねばならないのか、という消費者側からの疑問は払拭されていない。「私は赤トンボやカエルなどに価値を見いだしてはいない。」そもそもそういうものが農業によって生み出されていることが理解できない。」という意見は、根強くある。これは百姓の①の違和感と同根であることを証明し、どうしたらいいかを考えてみよう。

また、むしろ自然環境を評価する側からも、自然をカネで評価し、それを守るためにカネで支援することに對

する反発も厳然としてある。そのカネで百姓の「所得」を補償するしくみが、なおさらこういう人々たちには嫌悪感を抱かせているようだ。これを解消していく道すじも論じたい。

③さらに、こういう事情を反映して、「環境支払」の支払い方法と支払額の算定は、定まっていない。それは、何を評価するか、ということに加えて、どういう方法で評価するかという議論が不十分だからであろう。この額の算定と支払い方法（支払い根拠）は、果たして国民の合意を得られるほどに合理的なものが開発できるだろうか。この問題も考察する。たしかに「環境支払」の議論は始まったばかりである。先日も「掛かり増し経費がかからない百姓には（環境支払いは）払わなくてもいいのではないか」「掛かり増し経費がかかっていないので、（環境支払いは）もらいにくい」という両極側からの意見を聞いた。

環境支払いが、例えば水質悪化防止対策として、減肥料技術に対して実施されている場合に、その減肥料技術が容易に実施されるようになり、収量も減ることなく、コストも増えることがなくなったらならば、払う必要はなくなるのだろうか。あるいは、赤トンボを増やす仕事に對して支払われているものは、赤トンボが復活し、赤トンボへの配慮技術のコストもかからなくなれば、払わな

くてもよくなるのだろうか。一方で、米価が下がり続けているとしても、だ。

### (3) まなざしが価値を生み、価値を超える

さて、この三つの課題に戻って、解答を出しておこう。

①資本主義とは過酷な制度である。人生は決して交換価値（経済価値）だけで成り立っているわけではないのに、「所得」が人生を規定するもっとも大きな価値であるかのように錯覚させてきた。しかし、少し冷静になって考えればわかることだが、人生の大半はカネにならないもので支えられている。たとえば「空気」を例にとろう。

空気がなくては百姓は生きられない。しかし、空気には交換価値がないから、タダである。タダなのはありがたいが、その空気中の酸素を製造しているのは植物であり、その植物の生長を見守る仕事が百姓仕事なら、間接的にその空気は百姓の「生産物」である。つまり、交換価値（経済価値）はないが、使用価値はあるというわけだ。

交換価値に換えなくても、使用価値のまま評価する道が、「環境支払」ではないだろうか。それは必ずしも、税金からばかり支出される必要はない。企業からも、消費者からも、支払われていいだろう。百姓が自分の力で稼いだ「所得」だけで生きていきたい、というときに、すでに交換価値しか認めない資本主義社会のドグマにとっ

ぷり浸食されていることに気づいていない。

②そもそも「自然」は自然にそこにあるものという理解が現代人には許されるはずがないだろう。なぜなら、「自然」を外側から見ってしまったからだ。外側から見ないと自然という認識は生まれえない。つまり、明治時代中期までの日本人と違って、私たちは自然の使用価値を十分認識している。だからこそ「自然を守れ」「自然は大切だ」「自然に癒やされる」などと平気で発言するようになった。したがって、あとはその自然をつくり、支え続けてきた百姓仕事に着目すれば、自ずと目は覚めると思うがどうだろうか。問題は誰がどのように、国民のまなざしを自然と百姓仕事の関係に向けさせていくかであるう。

これはもうテクニクの問題である。そもそも福岡型の「環境支払い」そのものが、その方法であった。

③掛かり増し経費で、要するに生産コスト（これも交換価値）で、価値づけるのは方便にすぎないのに、それが正当だと思えてしまう精神に問題がある。一〇〇円の生産コストがかかったキャベツは、一〇〇円の交換価値があるという思想は、急にわき起こったお好み焼きブームでキャベツの使用価値が上がると、成り立たなくなるだろう。掛かり増し経費がかかろうとかわるまいと、水の価値や赤トンボの使用価値は変わらない。本来、水や

赤トンボに払う使用価値を、百姓に払っているにすぎない。そのカネが自分の経営や家計に「不要」だと思えば、水や赤トンボのために使う知恵を出してほしい。その知恵がないなら、その知恵を身につけるために、使用すべきではないか。

### おわりに

それでは「赤トンボを眺めながら、赤トンボの使用価値を見いだすことは可能か」という難題を解決しておく。水には使用価値があるが、赤トンボに果たして使用価値があるのだろうか。「百姓仕事していて、ふと腰を伸ばすと、赤トンボが自分のまわりに群れていることに気づくんだ。ほんとうにいいなあと思うんだ。そんなときって」と発言できる百姓は少数派である。まして国民の大多数には無縁の世界であろう。赤トンボと人間の距離は、弥生時代以降でもっとも遠ざかってしまっているのは間違いない。この事態をどう打開したらいいのだろうか。

方法は二つある。①赤トンボと人間の距離を縮めればいい。そのために百姓に一肌脱いでもらうための「生き物調査」や「環境支払い」を考案すればいい。その成果が波及するのを待つしかない。農地・水・環境保全向上対策は、その入り口になりうる。もうひとつの方法が重

要である。②そもそも「価値」としてみるから、窮屈になり、重荷になる。価値を探すから、価値が見つからないと落胆する。イバン・イリイチは言っている。「妻の価値を問う夫は破廉恥だ」と。家族と一緒に生きているのは、家族に「交換価値」や「使用価値」があるからではないだろう。同じように、自然が身近にあるのは価値があるからではなく、もっと深いものを感じるからだろう。それは果たして何だろうか。



# 定年帰農者物語

## 集落営農立ち上げ奮戦記

観音寺営農組合長

水田 喜彦

### はじめに

当集落は、兵庫県北部の「但馬」地方の中心に位置し、中国山系を背に典型的な中山間農業地域である。集落の現状は、ご多分にもれず高齢化が進み六五歳以上が三六%を占めている。総戸数八〇戸と小学校区一八集落の中では最大の戸数であるが、小学生はわずか一二人と過疎化が加速している。私は、一〇年間におよぶ単身生活にピリオドを打ち、故郷に骨を埋めるべく、平成一六年にいわゆる定年帰農した。現役でエネルギーを使い果たし、これからゆっくり人生を楽しもうとしていた矢先に一〇〇年単位と言われ、全国に名を轟かせた台風二三号が襲来したのである。但馬の中心の豊岡市街は八割が浸水、当集落は、上流域にあたり、山崩れ、護岸の決壊、田畑の流失、用排水路の埋没等未曾有の被害を被った。むらじゅうが土砂で埋まり惨々たる状態となった。翌一

七年から本格的な復旧工事が始まり農事組合長として復旧の先頭に立つことになる。被害の程度により、激甚指定の国家補助事業、起債事業、町単独事業に分け、不眠不休の折衝が続くのである。

時あたかも戦後農政の大改革と称し、品目横断的経営安定対策が議論され、鳴り物入りの改革に注目が集まっていた。大規模農家（認定農業者）と集落営農組織に絞って施策を展開するというのである。「この国の農業をいっただいどうする気なのか」と個人的には大いに疑問を持つて様々などころ

兵庫県

で発言してきたが、この機に村の将来を考え、手を打つことをしなければ必ずや禍根を残すことになる、

と判断し研究会という形で第一歩を踏み出すのである。以後足かけ三年の歳月を経て、新政策に併せた第一号の集落営農組織が誕生するのである。道のりは決して平坦ではなかったが、一瀉千里、前へ前へと進むのみであった。

少々長文になるが、結成総会でのあいさつ文を引用する。

## 1、営農組合の設立

この度、区民、役員の方のご理解とご協力な  
らびに、国、県、市、JAたじまの各関係団体の皆  
さんの熱いご指導のもとに集落営農組織「観音寺  
営農組合」が設立される運びとなりました。一年余の  
研究、検討期間を経て研究会から設立準備委員会へ  
と会議、座談会、勉強会、アンケート、視察研修等々  
回を重ねて参りました。皆さんの意向に沿い、これ  
からの区の農地や環境、生活を守り発展させるため  
に、確信を持って事業計画を提案することが出来ま  
した。計画では、取り敢えず水稻作業が中心です  
が、農地のことは何でも組合に駆け込んでいただ  
き、転作田の利活用も含めて集落ぐるみで考えて行  
けたらと思います。

観音寺の農地は、昭和四五年に圃場整備事業の計  
画が始まり、農地のほぼ八割方が五年の歳月をかけ  
て完成し、現在の姿になっていますが、先輩方の  
血のにじむ努力によって、条里制以来の大改革が成  
し遂げられました。爾来三〇年余、農作業の能率は  
急速に進み、労力の軽減はみはるものがあります。

しかし、内外の農業を取り巻く環境は厳しく、せ  
っかくの田んぼも荒れ作りの状態が増えつつある状  
況です。これから高齢化の進行や担い手の減少が考  
えられますが、伝来の田畑をみんなの力で守り育て  
る受け皿として、「出来ることを出来る人が計画的に  
活動する」組織として組合を発展させていく所存で  
す。集落全体で低コストをめざした農地の維持や環  
境の整った村づくりのために、新しい改革の決め手  
として営農組合を設立するに至りました。

新しい事業が故に、不安もないとはいえませんが、  
激動と変革のつづく環境のなかで将来的にこの  
選択は必ずや村の発展につながると確信します。

一方、一九年度から始まる国の施策は、国内農業  
の現状、国際的な関税引き下げ圧力などに対処する  
として「経営所得安定対策」と称し、戦後最大の農  
政改革を断行しようとするものです。

①施策を担い手（大規模農家と一定の要件を持つ

集落営農組織)に集中させる。②昭和四五年以来三六年間続いた生産調整(減反政策)作業を農協と生産者が中心に行う。③国土の荒廃を招きかねない農村の農地・水・環境を守るための対策事業を行う、というものです。

日本国じゅうが改革の渦のなかに置かれています。が、観音寺営農組合は、心一つにして、みんなの力でむらの将来の発展を担う組織に育てていかなければなりません。

組合員ならびに家族の皆さん!今後一層のご支持ご支援をお願いいたします。

平成一九年一月二〇日

観音寺営農組合設立準備委員長 水田喜彦

かくして、四七士(四七戸)による立ち上げとなり、品目横断、法人化を目標に掲げながら県単独補助事業の採用を見込んでの船出となったのである。

## 2、どんな営農組合をめざすのか

「集落営農」という言葉すら戸惑う有様からのスタートであり、最初から上手くいったわけではない。高齢者の一部には、戦後農政の数々の失敗を指摘し、振り回された事例を語る人もあり、舵取りは容易でなかった。

表1 観音寺集落および観音寺営農組合の概要

観音寺集落		観音寺営農組合	
総世帯数	80戸	組合員総数	48戸
総農家数	60	農家	40
稲作農家	50	土地もち非農家	4
土地もち非営農	10	非農家	4
非農家数	10		
水田面積	23ha	全面受託	2.48ha
水稲作付	15	うち水稲作	2.27
野菜転作	2.5	作業受託	22.49
保全管理等	2.5	耕起・代かき	1.41
その他	3	田植え	1.07
		刈り取り	8.90
		乾燥調整	11.11



表2 但馬の主要指標 (19年)

	総面積	総労働数	総人口	農業経営体	耕地面積	田	普通畑
兵庫	8395 ㎏	2203 F	5594 F	65953	77300 ㌦	70700 ㌦	4340 ㌦
但馬	2134	64	187	8960	11600	9650	1630
豊岡	698	30	88	3820	5240	4450	675

表3 但馬の主要農畜産物 (19年)

	水稲作付面積	大豆	小麦	キヌヘソ	肉用牛	乳用牛	豚
兵庫	39200h	2560h	1810h	954h	2140 頭	662 頭	46 頭
但馬	6000	174	22	98	286	38	8
豊岡	3060	51	20	59	43	19	3

第4表 観音寺営農組合の作業内容 単位：アール

	深耕起	細耕起	代かき	田植え	刈取り	乾燥調整	畦塗り
19年	55	43	43	1117	890	1111	-
20年	113	93	93	394(244)	-	-	442

※ ( ) 内は自作分の田植えで外数。(田植機は兼用四条植二〇年春購入)

しかし、物事には「根気」と「一生懸命頑張る姿」が成功への道だと言いつつも、寒風吹きすさむ時期の加入活動などオルグ力の大切さを知らされたものだ。

そこで、営農組合立ち上げの基本を①急がない②損を少なくする、に置いた。これは二つとも功を奏し、①は徹底対話②は作業料金の割安である。可能な限り情報を流し、プロセスを共有すれば結果はみな納得である。

一〇戸ばかりが組合に全面委託(表1)、一筆ごと請負方式で二鈔余が組合自作となった。作業受託は、負担のかかる稲刈り、乾燥粉摺り調整が中心で、それぞれ九鈔、一一鈔(一九年)と当初の事業計画を上回る結果となった。

### 3、民意による見直し

水田経営所得安定対策(品目横断的経営安定対策)への加入を意識しながら集落の将来ビジョンを立てたが、当時一八年から一九年にかけて県の目玉のメニューが打ち出され(集落農業担い手緊急レベルアップ事業)、非常に狭き門であったが、取り組みの意欲と県・市・JAの熱意により採択が認められた。

事業内容は、一五〇平方メートルの作業場建設と四七馬力コンバイン四条刈り一台、乾燥機三台、粉摺り・調整機一台である。総事業費二一〇〇万円は、補助事業と

理事六人の保証による借入金でまかない、一九九年秋の事業開始をめざした。

「新政策はハードルが高すぎる」この一点で今日まで様々な場を利用してものを言ってきた。集落営農生みの親であろう山田参議院議員（対話集会）、農水省中條農村振興局長（意見交換会）、食とみどり全国集会、県議要請、地域のシンポ・発表会等々畦端の声を発信してきた。但馬にこの施策が適合するのと言え、今もって疑問符が付く。但馬に営農組合が七〇程度ある中、対策加入は四つ程度だ。全国の約五〇％弱と比べるべくもない。いつまで経っても日本の農政は、「全国画一農政」なのだ。もうそんな時代は終わっているのに……。

かくして一九九年七月の選挙は、大きな変化をもたらした。民意の反映とマスコミは報じた。地方からの反逆とまで騒がれ、政権をも揺るがすこととなった。初年度にして見直しと相成ったが、我々はいち早く市町村特認を受け、対策加入手続きに入った。懇切丁寧な農政事務所職員による手続きを終えたが、コメだけの加入であり、メリットも少ないが、ひとまず一つのハードルを越すことができた。但馬に転作四〇％近くは少しきついが、いまは、中に入って「但馬バージョン」を訴える以外に道はないと思っている。民主党も法案提出してそれなりの力学は働いたようであるが、財源問題など尻すぼみの感



は否めない。人材獲得に奔走されるがよい。

#### 4、農地・水・環境保全向上対策

忙しい一九九年であった。新政策のスタートと営農組合の設立が重なり、しかも中山間直接支払いも途中年度ながら加入したからだ。

農地・水・環境保全向上対策という農村の再生をかけた地域振興政策は、但馬地方でも大きな反響を呼んだ。豊岡市では、該当三一〇集落のうち一五〇強が加入しようだ。書類の面倒さには閉口するが、国民の税金を使っている国土維持管理であり不平は言えまい。むしろ、国民の理解が問題だ。ばらまきの発想レベルにならないよう、行政の正しい宣伝活動が必要である。

我々は、共同活動のうえに営農活動（二階建て）にも取り組み、環境創造型農業へ歩み出した（後述の「コウノトリ育むお米」づくり）。

この施策は、農村の活性化と元気を取り戻す大きな起爆剤になればと大いに期待したい。

#### 5、コウノトリが住むまちづくり

豊岡市は、環境創造型農業の拠点として力を入れていく。「コウノトリの舞」の認証による農産物のブランド化を進め、環境にやさしい農業をめざしている。世界でも

例を見ない自然放鳥による雛の誕生・巣立ちなど、全国的に注目度が高く、そのえさ場としての水田の生き物を増やす努力をしている。

当組合も本年作二籾余にコウノトリ育むお米作りを始めた。早期湛水、深水管理、中干し延期を行いながら農薬の七五％カット、有機窒素と堆肥施用による栽培ごよみの徹底による行政、JAあげての取り組みである。どこにも負けない安心・安全な米づくりが始まったのである。今秋は、「コウノトリ清流の里 観音寺米」として県・市の認証を受けたブランド米の誕生が待ちどろしい。

#### 6、農を大切にしたい国づくりをめざそう

私は、二〇〇三年、メキシコ・カンクンで開催されたWTO第五回閣僚会議のNGO代表団に参加する機会を得た。わが団の団長であった太田敏夫さん（当時全農林副委員長）にお世話になったが、「グローバルな視点でローカルな運動を」と説かれ感銘を受けたものである。まさに、WTO交渉の行方が日本の田んぼの畦端の問題として重大な局面を迎えている。

ファルコナー農業交渉議長は七月中旬、加盟国に第三次改訂版を提示した。年内決着という目標のもと、モダリティ確立の是非にかかる判断が行われる閣僚会議の開催に向けて緊迫した情勢を迎えている。

「農」を大切にする政策は、内外共に正念場を迎えている。「コメづくりの本来あるべき姿」が行政の「農」からの撤退にならないよう対策を強めなければならない。一九年から生産調整業務をJAが担当することとなった。この四〇年近く行政が中心に行ってきたが、あまりにも過酷に思えてならない。この問題は、各層に不公平感が漂っており、行政の指導が必要である。公権力の行使こそ本件にとって必要ではないか。

同時に、コメの消費拡大に本腰を入れ、名実共に日本型食生活の一層の推進を図ることである。

## おわりに

我々の組合は、まだ二年目を迎えたばかりであるが、課題がいっぱいである。より効率的な農地の集積、転作作物の体系的整備、女性の参画、コメの販売戦略、農地・水・環境保全向上対策との一層の連携などである。

組織は生き物とよく言われるが、この集落営農の組織化が発展し中山間地域の、いや日本全体の農村の活性化につながることに確信を持って地道な取り組みを続けていきたい。

そのために、制度の広がり求めて、行政・JA・農業者一体となって支援の輪を広げることである。

(筆者は現JAたじま農協理事)

# 農地・水・環境保全向上対策

## —その現状と課題—

国学院大学兼任講師 神山 安雄

### はじめに

農地・水・環境保全向上対策は、「農政改革」三対策のひとつとして、二〇〇七年度から本格的に実施されている。ここでは、農地・水・環境保全向上対策の取り組み状況について、全国的な特徴を分析し、また特色ある取り組みを行っている兵庫県、山形県、滋賀県の事例を検討して、この対策がかかえる課題と農業資源・環境保全対策のあり方について考えていきたい。

### 1、農地・水・環境保全向上対策の現状

#### (1)二〇〇七年度取り組みの特徴

農地・水・環境保全向上対策は、農業用水路・農道など地域農業資源の維持保全をおこなう地域活動組織に対

して共同活動支援交付金を支払うとともに、その共同活動をおこなっている地域において減農薬・減化学肥料栽培など先進的営農活動に相当程度のまとまりをもって取り組んでいるエコファーマーに対して営農活動支援交付金を支払う事業である。

農地・水・環境保全向上対策の取り組み状況(表1、表2)における第一の特徴は、初年度(〇七年度)、共同活動支援の取り組みが農業振興地域(農振)農用地区域内の農地面積の四分の一(二六%)、一一六・三万haをカバーして、全国四六道府県、一二五二市町村において、一万七一一四四の地域活動組織の下でおこなわれたことである。

農水省は、この対策の共同活動支援の取り組み目標を農振農用地区域内の農地面積の五〇%に据えており、初年度としてはまずまずの成果と評価している。



表1 農地・水・環境保全向上対策の取り組み状況 (2007年度、全国)

(1)共同活動支援の実施状況

(2)営農活動支援の実施状況

単位：市町村、組織、千ha、%

単位：市町村、組織、区域、ha、%

		件数	千ha			件数	千ha	% (対比)
共同活動支援		1,252		営農活動支援		318		27.8%
営農活動支援		17,112		共同活動支援		2,012		11.9%
				営農活動支援		2,301		
市町村	件数	1,103	100.0%	市町村	件数	16,119	100.0%	
組織	千ha	905	77.8%	組織	千ha	38,713	84.0%	
市町村	千ha	233	19.2%	市町村	千ha	1,709	9.8%	
組織	千ha	35	3.0%	組織	千ha	1,705	3.3%	
				組織	千ha	753	1.6%	
				組織	千ha	609	1.3%	

資料：農林水産省農村振興局「農地・水・環境保全向上対策について」2008年4月、により作成。

表2 農地・水・環境保全向上対策の取り組み状況 (2007年度、ブロック別)

単位：ha、組織、%

	農用地面積 (千ha)	共同活動支援			営農活動支援			
		件数 A	千ha B	C/A	件数 D	千ha E	F/D	G/E
北海道	1,387,801	17,111	1,162,841	26.1	2,312	11.9	46,119	4.2
東北	1,165,795	170	258,075	22.3	41	9.2	2,655	2.1
関東	868,028	3,229	282,258	32.6	391	12.1	15,588	5.8
中部	627,538	1,335	82,370	13.3	49	2.9	888	1.7
近畿	312,593	2,141	108,162	34.6	315	11.7	5,698	5.6
中国	230,390	1,292	69,518	30.1	123	10.2	2,527	3.8
四国	191,419	3,189	108,495	51.6	683	21.1	9,298	10.3
九州	252,220	1,275	53,401	21.2	122	9.6	1,502	3.0
計	145,175	816	33,617	23.2	38	4.7	349	1.1
計	557,879	2,368	167,489	30.0	286	8.5	7,116	4.5
計	43,037	16	8,715	20.3	0	0.0	0	0.0

資料：農林水産省農村振興局、前掲資料、および農林水産省統計部「平成18年度農業資源調査結果の概要」2007年4月、により作成

注 1) 農振農用地域内の農用地面積は、「平成18年度農業資源調査結果」による。  
2) 営農活動支援の取り組み面積は本地面積のため、E/C(%)は、C×0.95を分母にした数値。

取り組み状況の第二の特徴は、共同活動支援取り組み面積の八割近く（七八％）が水田であることである（表1）。この対策の共同活動は、水田農業地帯を中心に組み立てられており、減農薬・減化学肥料など営農活動支援への取り組みも実施面積の八四％が水稲作である。

第三の特徴は、共同活動支援の取り組みが農振農用地区域内農地面積の二六％をカバーしている<sup>(1)</sup>のに対して、営農活動支援の実施面積が共同活動支援取り組み面積のわずか四％強にとどまっていることである（表2）。

第四の特徴は、共同活動支援、営農活動支援とも、各地域、各県の取り組みに大きな格差が生じていることである（表2、図1、図2、図3）。各県の取り組みの相違については、後で詳しくみていくことにしたい（2節）。

(2) 制度上の問題点

農地・水・環境保全向上対策は、日本の農政史上初めての「環境農業直接支払い」に道を開くものであった。

しかし、減農薬・減化学肥料などの先進的営農活動支援の実施面積は、共同活動支援取り組み面積のわずか四％強、四・六万haにとどまっている。これは、制度そのものが問題をかかえていることを示している。

この対策の第一の目的は、農業用水路・農道など地域農業資源の維持保全と農村景観・環境の保全を、農業者

図1 農振農用地区域内農地面積と共同活動支援取り組み面積 (2007年、都府県別)

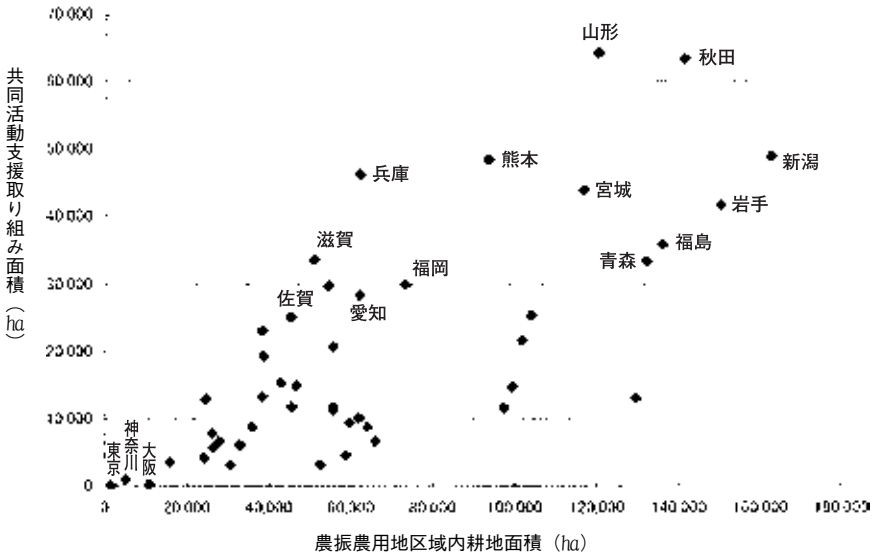


図2 共同活動支援取り組み面積と営農活動支援実施面積  
(2007年度、都府県別)

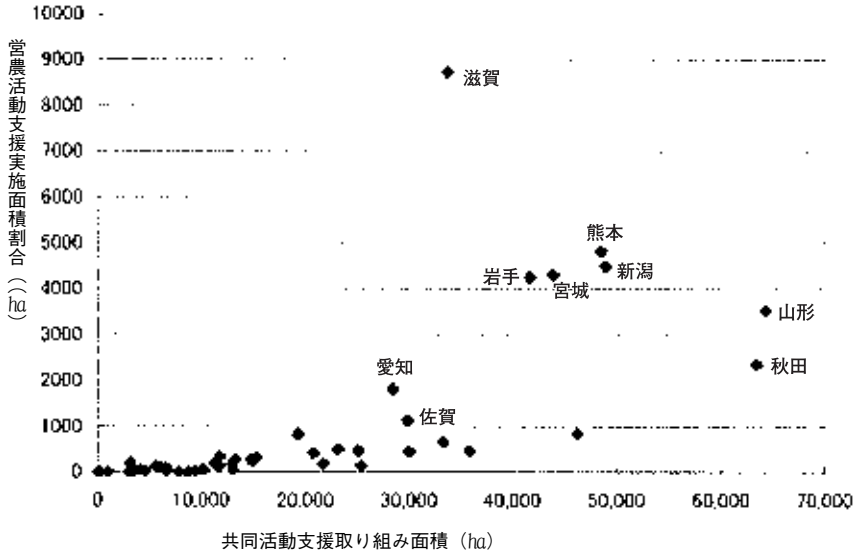
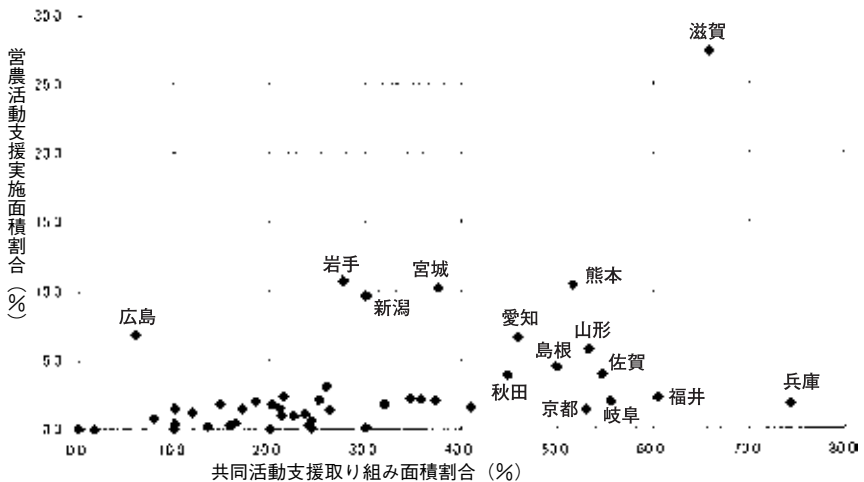


図3 共同活動支援取り組み面積割合と営農活動支援実施面積割合



資料：農林水産省農村振興局、前掲資料、および農林業センサスにより作成

注1) 図1、図2は北海道を除く46都道府県

北海道は、農振農用地区域内農地面積1,093,370ha共同活動支援取り組み面積258,675ha(取り組み面積割合23.7%)、営農活動支援実施面積2,655ha(実施面積割合1.1%)。

組織だけでなく農業以外の自治会や老人会・子ども会・PTA、消防団などを含む地域ぐるみの活動組織、さらにNPOなどを含む活動組織によって推進することである。第二の目的は、その共同活動実施地域に限定しながらも、減農薬・減化学肥料などに取り組むエコファーマーへの支援（交付金支払い）を通じて環境保全型農業を推進することである。その第二の目的を具体的に表現している営農活動支援の取り組みがわずかな面積にとどまっていることは、制度上に「欠陥」があることにほかならない。

制度上の問題点は、一つ目には、農振農用地区域内に限定した上で、農業関係者だけでなく地域住民、都市住民などの参加する活動組織をつくり、その組織のおこなう共同活動にだけしか支援交付金を支払わないことである。共同活動支援交付金の財源を国費だけでなく都道府県・市町村も負担する仕組みを担保する措置ではあるが、支援対象を限定するねらいをもつ。地域農業資源・環境の保全を農業関係者だけでなく地域住民等も参加して行う手法は評価できよう。だが、対策が農振農用地区域だけに限定されると、話は違ってくる。たとえば市街化区域内には相当な面積の農地が介在している。その農地など農業資源・環境の保全は、重要な課題であり、現行の都市計画・生産緑地制度では不十分である。

こうした農地などの農業資源・環境の保全について、地域住民等が参加して行う仕組みが検討されなければならない。

二つ目には、この共同活動の実施されている地域内に限定して、先進的営農支援が行われていることである。つまり、地域共同活動支援（一階）を必須の前提条件にして、その上にだけ営農活動支援（二階）が組み立てられている二階建ての構造である。

しかも、三つ目の制度上の問題点として、その先進的営農活動も、相当程度のまとまりをもった取り組みでないと、営農活動支援の対象とならない。「相当程度のまとまり」は、作物全体では地域（集落など）内の作付面積の二割以上でかつ生産者（農家）の三割以上の取り組み、作物ごとでは地域内の生産者（農家）のおおむね五割以上の取り組みとされている。同時に、地域（集落など）内の八割以上の生産者（農家）が環境負荷低減に向けた取り組みを行っていることが要求されている。この「まとまり要件」は、営農活動支援への取り組みをわずかな面積にとどめている最大の要因である。

四つ目の制度上の問題点は、共同活動支援交付金（水田が都府県で一〇a当たり四四〇〇円、北海道三四〇〇円）、営農活動支援交付金（水稲が一〇a当たり六〇〇〇円、葉茎菜類一万円、果菜類・果実的野菜一万八〇〇〇

円、施設トマト・キュウリ・ナスなど四万円、など）とも、国費助成はその二分の一額であり、残り二分の一は都道府県・市町村の負担とされたことである。特別交付金と一般交付金による地方財政措置が講じられているとはいえ、財政基盤の弱い地方自治体は二の足を踏まざるをえない。共同活動支援は実施するとしても、個人（エコファーマー）への交付金交付となる営農活動支援の実施に地方自治体は消極的、抑制的にならざるをえない。

以上のような制度上の問題点をかかえながら、各地域、各県の取り組みの格差が生まれている。

## 2、地域・県別の取り組みの格差

農地・水・環境保全向上対策の取り組み状況をブロック別にみる（表2）と、共同活動支援では、近畿が農振農用地区域内農地面積の五二％と最高である。これに次ぐのが、北陸三四％、東北三三％、東海三〇％、九州三〇％である。最高の近畿と最低の関東・東山との間には三六ポイントの差がある。

営農活動支援への取り組みでは、最高の近畿が共同活動支援取り組み面積の一〇・三％<sup>(2)</sup>で減農薬・減化学肥料などの先進的営農活動に取り組んでいる（表2）。これに次ぐのが、東北五・八％、北陸五・六％、九州四・五％である。

近畿が共同活動支援、営農活動支援とも取り組み割合が高いのは、滋賀県が共同活動支援取り組み面積の農振農用地区域農地面積に対する割合（共同活動支援割合）六五・九％、営農活動支援実施面積の共同活動支援取り組み面積に対する割合（営農活動支援割合）二七・四％と高い割合での取り組みを実施していること、兵庫県も共同活動支援割合七四・三％（営農活動支援割合一・九％）、京都府も共同活動支援割合五三・〇％（営農活動支援割合一・四％）と高いこと、よって（図1、図2、図3）。

東北は、共同活動支援割合／営農活動支援割合が山形県（五三・三％／五・八％）、秋田県（四四・八％／三・九％）、宮城県（三七・六％／一〇・三％）、岩手県（二七・七％／一〇・八％）で高くなっている（図3）。

北陸は、福井県（六〇・五％／二・三％）、富山県（三七・三％／二・一％）、石川県（三四・七％）、新潟県（三〇・一％／九・七％）と四県とも高い（図3）。

九州は、佐賀県（五四・七％／四・〇％）、熊本県（五一・七％／一〇・五％）、福岡県（四一・〇％／一・六％）などで高くなっている（図3）。

全国の共同活動支援取り組み面積の七八％が水田であったことにもみられるように、水田農業地帯での農地・水・環境保全向上対策、とくに共同活動支援への取り組み

の割合が高くなっている。

一方、関東の取り組み割合は総じて低い。また、この対策の対象が農振農用地区域内に限られていることから、大都市地域での取り組み割合は低くなっている。東京都は農地・水・環境保全向上対策に取り組んでいない。神奈川県は共同活動支援割合は一・七％であり、水田の多い大阪府は共同活動支援割合が二〇％であるが、ともに営農活動支援には取り組んでいない。大都市地域では、水田農業の多い愛知県（四五・九％／六・七％）の取り組み割合が高くなっているだけである（図3）。

### 3、兵庫・山形・滋賀県の取り組み

共同活動支援割合が全国一の兵庫県と、東北のなかで共同活動支援割合がもっとも高い山形県、共同活動支援割合が全国二位で営農活動支援割合が全国一位の滋賀県の取り組みについて、少し詳しくみておくことにしたい。

#### (1) 兵庫県の取り組みの特徴

兵庫県は、農地・水・環境保全向上対策と品目横断的経営安定対策（〇八年度から水田経営所得安定対策）とを「集落の発展段階」にあわせた対策として位置づけ、両対策を集落営農の組織化とあわせて同時に推進してきた。

た。

兵庫県の集落調査によると（表3）、農地・水・環境保全向上対策の共同活動支援取り組み集落数は二一〇八集落（県下全集落の五四・六％）である。このうち、集落営農が組織されている集落数は七四五集落（全集落の一・九・三％）である。その集落営農のうち、特定農業団体または法人として品目横断的経営安定対策に加入した集落数は二四四集落組織（同六・三％）である。

農地・水・環境保全向上対策に取り組んでいない集落数は一四六八集落（全集落の三八・〇％）、市街化区域内の集落であるために制度的に同対策に取り組むことのできない集落数が二八三集落（同七・三％）である。

兵庫県の描いた集落営農支援対策は、集落を段階的に発展させていくという構想である。まず、①農地保全・地域資源の管理をおこなっていく農地・水・環境保全向上対策への取り組み集落から、②その上に土地利用調整・機械共同利用もおこなっていく集落営農を組織化した集落へ、③さらに経理を一元化して法人化をめざしていく品目横断的経営安定対策に加入している集落へと——各種支援策を利用しながら段階的に発展させていく構想である。

農地・水・環境保全向上対策への取り組みによる集落共同の農地保全・地域資源管理を集落営農の組織化への

表3 兵庫県下の集落営農組織の現状と目標

単位；集落、%

	現状 (2007. 10.)		目 標 (2010年)
	実 数	構成比	
集落営農組織数	745	19.3%	1000
品目横断対策・加入	244	6.3%	300
品目横断対策・未加入	501	13.0%	700
農地・水対策取組集落	2108	54.6%	2200
集落営農未組織	1363	35.3%	1200
その他集落	1468	38.0%	1376
市街化区域内集落	283	7.3%	283
全集落数	3859	100.0%	3859

資料；兵庫県資料により作成

ステップとして、さらに集落営農の組織化を経理の一元化などによる品目横断的経営安定対策加入へのステップとするものである。集落営農の組織化を軸にして、「農政改革」両対策を同時に推進する手法である。

兵庫県は、二〇一〇年目標を、農地・水・環境保全向上対策への取り組み二二〇〇集落、そのうち集落営農組織一〇〇〇集落、品目横断的経営安定対策への加入はそのうちの三〇〇〇集落とした(表3)。

前掲・水田報告の「観音寺営農組合」は、農地・水・環境保全向上対策に取り組む集落営農組織であり、兵庫県の構想からみれば、品目横断的経営安定対策の加入への発展途上として位置づけられていた。現に、観音寺営農組合は、「農政改革見直し」後の〇八年四月に水田経営所得安定対策(品目横断的経営安定対策)に加入申請した。

兵庫県の共同活動支援割合(七四・三%)が全国一位となったのは、以上のような集落営農支援対策の結果である。また、豊岡市を中心とする但馬地方では、農業使用量七五%以上削減・有機肥料一〇〇%使用という「コウトリ育むお米づくり」の取り組みがあり、集落営農による取り組みのある地域では営農活動支援交付金の対象になっている。

## (2) 山形県の取り組みの特徴

山形県の取り組みの特徴は、第一に、共同活動支援交付金と営農活動支援交付金の単価を国が示した基準の半額にして推進していることである。(両交付金の単価を半額にして推進したのは、山形、岩手の二県である。)

共同活動支援交付金(都府県の水田は100a当たり四四〇〇円)、営農活動支援交付金(水稲は100a当たり六〇〇〇円)とも、国費助成はその二分の一の額であり、残り二分の一は都道府県・市町村が負担する。都道府県・市町村の負担を軽減するための地方財政措置がとられているとはいえず、取り組み面積が大きくなると県・市町村の財政負担も大きくなる。山形県は、共同活動支援交付金、営農活動支援交付金とも国が示した基準単価の二分の一にすることによって、県・市町村の財政負担を軽減し、取り組み面積を増やす手法をとった。

その結果、山形県の共同活動支援取り組み面積は六万四二一四ha(農振農用地区域内の農地面積の五三・三%)、営農活動支援実施面積は三五四二ha(共同活動支援取り組み面積に対して五・八%)となった。

第二の特徴は、とくに集落営農・特定農業団体の組織化を推進した庄内地方では、特定農業団体の組織化の前提となる行政区ごとの農用地利用改善団体の設立と併行して、農地・水・環境保全向上対策協議会の設立を進め

ていったことである<sup>(4)</sup>。

もちろん、農用地利用改善団体は農地所有者である農家だけが参加する組織であり、農地・水・環境保全向上対策協議会は農業関係者だけでなく地域住民等も参加する組織である。しかし、地域(集落)内の土地利用調整と農地保全・地域農業資源管理の両面を話しあい協議する場を同じ地域(集落)を範囲として、併行して推進する手法がとられたのである。

山形県の〇七年度品目横断的経営安定対策における米の加入率は作付面積の四七%と高いが、庄内地方は米の加入率が六七%とさらに高い。また、山形県資料によると、山形県の農地・水・環境保全向上対策の共同活動協定(取り組み)面積は六・四万ha(耕地面積に対するカバー率五一%)であるが、庄内地方は三・三七万ha(同七八%)とカバー率が高い<sup>(5)</sup>。

山形県庄内地方では、米生産調整が強化されるなかで、減農薬・減化学肥料栽培や有機栽培米の減収カウント面積が増えている。生産者手取り米価が低落するなかでの生産調整強化に対する対応であるが、同時に品目横断的経営安定対策への米加入によって米価低落の影響を緩和しようという対応をみせた。また、共同活動支援と営農活動支援に取り組むことによって、米価低落の影響をさらに緩和しようという対応でもある。



(3) 滋賀県の取り組みの特徴

滋賀県は、「環境こだわり農産物」認証制度を〇一年度から開始し、〇四年度からは「環境農業直接支払い」制度を創設した。環境農業直接支払いは、農薬・化学肥料の使用量を通常栽培の五割以上削減するとともに、水田からの泥水の流出を抑えるなどの栽培に対して、「かかり増し経費」を補てんするかたちで、水稲作の場合、一〇 a 五〇〇〇円を個別農家・生産組織に支払うものである。また、これとは別立てで、農村環境・景観の保全や農業用水の循環利用などに対して、農村環境直接支払いが実施されている。

農地・水・環境保全向上対策は、滋賀県や福岡県が独自に進めてきた「環境農業直接支払い」をモデルにして構想された。しかし、減農薬・減化学肥料栽培などに対する環境農業直接支払いは、農業用水路・農道など地域資源の維持管理等に対する地域共同活動支援への取り組み地域に限定して「先進的営農活動支援」を実施するという、滋賀県独自方式とは異なる制度として創設されたのである。

滋賀県の農地・水・環境保全向上対策に向けた対応は、〇四年度から県独自に実施してきた環境農業直接支払い・農村環境直接支払いを、前提となる地域共同活動を組織しながら、できる限り国の制度にのせていくとい

表4 滋賀県・環境こだわり農産物の栽培面積(2001～07年度)

単位；ha

品名	01年度	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	合計
米	294.7	354.3	39.0	3.3	13.6	13.3	1.2	469.4
小麦	103.7	103.9	0.1	19.3	78.6	13.3	0.5	219.4
大豆	122.5	979.2	0.2	50.4	136.3	21.0	0.5	1330.1
雑穀	2505.1	2251.5	0.2	11.1	120.3	12.8	19.8	5000.8
野菜	163.2	116.7	0.1	16.8	232.3	10.3	23.3	552.7
果物	2909.2	3012.3	3.4	309.0	10.5	10.5	10.5	6355.4
畜産	1030.2	8513.1	2.8	829.1	363.8	81.1	71.1	12000.4
その他	322.3	734.7	0.5	23.0	215.0	37.3	0.5	1333.3
合計	2487.7	12967.1	46.3	413.7	711.7	211.3	173.3	14980.8
環境こだわり	29.7	113.1	3.1	21.9	2.3	2.3	1.7	174.1

資料：滋賀県環境こだわり農業課資料により作成

- 1) 生産計画承認時点ベースの面積。2001～03年度は環境こだわり農産物認証制度の面積。04年度以降は、環境こだわり農業実施協定5割以下および認証のみ面積との合計。
- 2) 07年度の国協定は、農地・水・環境保全向上対策の営農活動支援交付金対象面積。県協定は、県との協定による面積。認証は、協定は締結せず認証のみを申請した面積。
- 3) その他は、ナタネ、ソバ、花き、飼料作物等。

うものであった<sup>6)</sup>。国の制度にのりきれなかった環境農業直接支払いは、二年間の経過措置として、県独自制度を継続することとした。

滋賀県の共同活動支援取り組み面積は〇七年度、三万三、七九ha（共同活動支援割合六五・九%）、営農活動支援実施面積は八、七三八ha（営農活動支援割合二七・四%）であった。

しかし、国の制度にのりきれなかった県独自の環境農業直接支払いと環境こだわり農産物認証制度の栽培面積を加えると、環境こだわり農産物の栽培面積は〇七年度一、万三、六七haにのぼった。そのうち、水稲は八、八九三haで、県全体の水稲作付面積の二七%にものぼっている（表4）。

国の制度にのった面積（八、七三八ha）と滋賀県の独自制度を含む面積（一、万三、六七ha）との格差、つまり滋賀県が二年間の経過措置とはいえ独自制度を残さざるをえなかったことに、国の農地・水・環境保全向上対策のかかえる制度上の問題点がある。

要約すると、第一の制度上の問題点は、滋賀県独自制度のように環境農業直接支払いと農村環境直接支払いとが別立てで実施されるのではなく、共同活動支援（一階）を前提にして、その実施地域に限って営農活動支援（二階）が実施される二階建ての構造であることである。つ

まり、滋賀県においても、すべての地域（集落）で地域住民等も参加する共同活動を組織できるわけではなく、そのために経過措置として県独自制度を残さなければならなかった。

第二の問題点は、滋賀県独自の環境農業直接支払いは県知事との間の協定締結を担保にして、減農薬・減化学肥料栽培などを実施した個別農家・生産組織に支払われるのに対して、営農活動支援交付金は共同活動実施地域内の集落で「相当のまとまり」をもって減農薬・減化学肥料などに取り組むエコファーマーにだけ支払われることである。「相当のまとまり」という要件には厳しいものがあり、水稲作でも一、四〇〇haの差が生じている。

第三の問題点は、農地・水・環境保全向上対策の実施地域が農振農用地区域内に限定されていることである。

滋賀県農業は、市街化区域内など農振農用地区域以外の地域でも展開している。（兵庫県の例でも、市街化区域内集落は全集落の七・三%を占めている）。こうした農振農用地区域以外の地域こそ、地域住民等の参加も求めながら、地域農業資源の維持管理や農業環境保全・向上への取り組みを進めることが必要な地域である。国の制度では、必要とされる地域の減農薬・減化学肥料栽培などをカバーしきれない。

国の制度を実施した成果は、減農薬・減化学肥料栽培

の基準が示され、対象作物が広がったことである。環境  
 こだわり農産物の栽培面積は、水稲だけでなく、大豆や  
 その他作物、野菜、果樹などで拡大している。この拡大  
 した栽培面積を、国の農地・水・環境保全向上対策が包  
 みこめるかどうか、これからの課題である。

### まとめにかえて

農地・水・環境保全向上対策のかかえる制度上の問題  
 点については、すでに述べた。①共同活動支援を前提条  
 件にして営農活動支援が組み立てられていること。②営  
 農活動支援が「相当のまとまり」を要求していること。

③対象地域が農振農用地区域内に限定されていること—  
 である。

○七年末の「農政改革見直し」のなかで、農地・水・  
 環境保全向上対策の見直しは、いちじるしく煩雑な事務  
 手続きを簡素化することとどまった（それでもまだ事  
 務手続きの煩雑さが残っているが：）。事務手続きの問  
 題も大事であるが、それ以上に制度そのものがかかえる  
 問題点について再検討すべきであろう。

営農活動支援交付金がエコファーマーを対象に支払わ  
 れることもあって、エコファーマーの認定者数は〇六年  
 三月末の九・九万人から〇七年三月末一二・七万人、同  
 年九月末一五・五万人へと増えた。しかし、エコファ―

マーの主要作物は四一％が野菜類であり、農地・水・環  
 境保全向上対策の取り組みとは相違している。このエコ  
 ファーマーの取り組みを包みこむことも、農地・水・環  
 境保全向上対策の課題である。  
 注：

(1)農振農用地区域内農地面積は、全国・ブロック別は農林水産省「平  
 成18年度農業資源調査結果」、都道府県別は2005年農林業セン  
 サス結果の数値を用いた。

(2)営農活動支援実施面積は本地面積のため、共同活動支援取り組み  
 面積に0・95を乗じた数値を分母とした。なお、2006年度  
 耕地面積統計の田の本地率は0・943、畑の本地率は0・978  
 である。

(3)兵庫県豊岡市・観音寺営農組合の取り組みについては、神山安雄  
 「コウノトリ育む米づくり―兵庫県豊岡市観音寺営農組合の事例  
 から―」（ふぁーむらんどNo.44、全国農地保有合理化協会、2008  
 年）。

(4)神山、前掲報告。

(5)神山安雄「農政改革下の水田農業地帯における認定農業者等の経  
 営展開―山形県酒田市現地事例調査にみる―」（土地と農業No.38、  
 全国農地保有合理化協会、2008年）。

(6)滋賀県の2006年時点での対応方向については、神山安雄「滋  
 賀県の農業環境政策―環境こだわり農業と環境農業・農村直接支  
 払い―」（農政調査時報No.556、全国農業会議所、2006年）。

## シリーズ「どこへ行く 日本の食と農」の連載開始にあたって

編集委員 谷口 信和

多くの読者が実感されるように、ここ数年、新聞・ＴＶ・ラジオ・雑誌などの様々なメディアに食料や農業の問題が取り上げられない日はないといつてよいだろう。

ところで、不二家・ミートホープ・石屋製菓・赤福・比内地鶏・船場吉兆・御福餅・マクドナルド・魚秀・神戸魚類・丸明・サンシロフーズ……と書いてくれば、ほとんどの読者は「食品偽装」を行った会社だとすぐに気づくに違いない。そして、偽装内容についてもかなりの程度まで思い出すことができるだろう。

だが、最初の不二家の「期限切れ牛乳使用」のシュークリーム出荷は昨年一月に発覚したと言われると、もっと前だったような気がするというのが大方の感想だといってよい。それくらい、食品偽装は日常茶飯事となっているのである。また、恐ろしいことに、これらの会社は大手から中小まで、老舗から新興企業まであらゆる領域にまたがっており、食品偽装は日本列島の隅々にまでに蔓延しているといわざるをえないのである。

こうした事態への対応策として、ＪＡＳ規格制度と品質表示制度を有するＪＡＳ法が制定されているのだが、同法では違反に対して直ちに罰則をかけることにはなっていない。農水省の立ち入り調査によって違反があっても、まずは「表示は正の指示・業者名の公表」が行われ、指示に従わない場合に限って農林水産大臣が「指示に従うよう命令を行い、業者名の公表を行う」ことになっていて、この命令に従わないときに初めて、個人は一年以下の懲役または一〇〇万円以下の罰金、法人は一億円以下の罰金」が科されることになっているからである。

こうしたＪＡＳ法の規定が食品偽装の頻発に対して抑止効果を十分に発揮しているとはいえないことから、直罰への移行（違反に対して直ちに罰則を適用する）、罰則の強化（懲役年数・罰金の引き上げ）などの声が上がっているのはある意味では当然ということもできる。これらの点の早急な検討が必要なことはいうまでもない。

しかし、罰則に至らずとも、営業・販売停止といった実質的な社会的制裁を通じて、会社の倒産や解散に追い込まれた例が少なからず存在しているにもかかわらず、こうした事件が頻発していることにこそ我々は注意を払う必要があるように思われる。それは、偽装していても「実際には味は変わらない」、「消費者は気がつくわけではない」といった当事者の聞き直り発言が毎度のように聞こえてくるからである。今、求められているのは食の現場がどうなっているのかについての冷静な実態認識であろう。

# 魚介類価格上昇下の回転寿司店の経営戦略

鹿児島大学水産学部 准教授 鳥居 享司

## 1、はじめに

近年、「魚離れ」という現象が指摘されているが、日本人一人あたりの魚介類消費量は世界第二位であり「魚食大国」であることには変わりはない。魚介類消費の場のひとつに寿司店があり、一九九〇年代以降は低料金で飲食できる回転寿司店が人気を集めている。

しかし近年、アジア諸国における経済発展と購買力増強、欧米諸国における健康志向の強まりと魚食頻度の増加等を背景に魚介類需要は世界的に高まっている。それに対応して、魚介類価格は上昇している。我が国の食用

以上のような問題意識に基づいて、本誌では「シリーズ どこへ行く 日本の食と農」と題して、一年からい一つの目安にした長期連載を組むことにした。進むべき道が分からなくなった時に人が先ずなすべきことは、どこから歩いてきて、今、どの地平に立っているのかを冷静に見極めることであろう。そして、闇のように見える現実の中に、一筋ではあれ、光明を見いだすことではないだろうか。そこで、このシリーズでは水産・食料・消費・生産の四分野に大きくくりした日本の食と農について、光と影の両側面から実態を鋭く抉り出すことに力点を置くことにしたい。

第一回は、「買い負け」が指摘される水産業界にあつて、独自の地位を築いてきた「回転寿司」に今、何が起きているのかをレポートしてもらったことにした。

魚介類自給率は五九%（二〇〇六年）であり、世界的な魚介類価格上昇の影響が我が国にも及んでいる。魚介類を大量に使用する回転寿司店では、魚介類価格の上昇は経営上の対応課題と位置づけられるようになった。そこで本稿では、魚介類価格の上昇という環境下において、回転寿司店がいかなる経営戦略を採っているのか具体的に見ていきたい。

## 2、回転寿司店の動向

まず回転寿司店の動向について簡単に確認しておこう。我が国の外食産業の市場規模は、一九九七年の約二九

・一兆円をピークにその後はやや縮小傾向にあり、二〇〇七年は約二四・七兆円となった。寿司店も同様、一九九七年に約一・五兆円とピークを迎えた後は縮小傾向にあり、二〇〇六年は約一・三兆円となっている。店舗数は一九八一年の四九、八二六軒をピークに減少傾向が続いており、二〇〇四年には三四、八七三軒となっている<sup>1)</sup>。そのうち、回転寿司店は五、〇〇〇店舗前後、年間売上金額四、五〇〇億円から五、〇〇〇億円であると推計されている<sup>2)</sup>。

こうした回転寿司店は、一極化の様相を呈している。

一九九〇年代中盤以降、いわゆるバブル経済崩壊の影響が外食産業にも及び、低価格志向が強まり始めた。回転寿司店にもその影響が及び、一皿一〇〇円に代表される低価格業態の開発・転換を急ぐ回転寿司店が見られた。

例えば、「あきんどスシロー」や「くらコーポレーション」は一九九五年の開業当初から低価格業態店のチェーン展開を行った。「かっぱクリエイト」は一九九七年から順次、既存店を低価格業態店へ全面転換した。「アトム」、「元気寿司」、「マリンポリス」は、業態転換の割合こそ各社で異なるものの、既存店を低価格業態店へと転換する戦略を採った。

その一方、低価格志向とは異なるニーズを標的とする回転寿司店も存在する。例えば、「RDC」は一九九五年以降、いわゆる「グルメ系回転寿司店」を展開して低価格格

線とは異なるセグメントでの覇者を目指した。低価格業態店を展開するアトム、マリンポリスも活魚を多用した高級業態店を展開して、幅広い利用客の獲得を目指した。このように回転寿司店は、低価格を訴求力とした業態と立ち寿司に近い品質を提供する業態とのふたつのセグメントに分化しながら、セグメント間、セグメント内部で激しい生き残り競争を展開している。

### 3、魚介類価格上昇への対応実態：A社の事例

#### (1) A社の概要

A社は首都圏に本部を置く企業である。二〇〇八年六月現在、関東地方を中心に七三店舗を展開しており、一六〇億円近い売り上げを記録している。競合他社が機械化などによる効率化を目指す中で「手作りの美味しさ」にこだわってきた。寿司ネタの代表的存在であるマグロにこだわるとともに、毎月のようにフェアを開催し、好評をよんでいる。

#### (2) 魚介類価格上昇とそれへの対応

世界的に魚介類への需要が強まる中で、二〇〇七年後半より魚介類の仕入価格が上昇するようになった。その一方、消費者の行動にもやや変化が見られる。二〇〇七年一二月頃より、高価な寿司皿の消費数が減少傾向に転じたのである。こうしたことから、魚介類の価格上昇を寿司価格へそのまま転嫁させれば売り上げの低下を招く

可能性が大きいと判断し、魚介類の仕入価格上昇の抑制に力を注いでいる。

仕入価格の上昇を抑える一番簡単な方法は、購入する魚介類のグレードを落とすことである。仕入価格を容易に下げることができる一方、グレードの低下は「味の低下」を招き、高級業態店としての評判を落とすことになる。

また、一貫あたりの寿司ネタ重量の削減も、よく採られる方法である。一貫あたりの魚介類使用量を減らすことで、仕入価格上昇を相殺しようとするものである。ただし、小さく切るにも限界があり、あまりにも小さなネタは顧客満足度を落としてしまう可能性がある。A社は高級業態店として成長してきたこともあり、品質や味へ影響する部分でコスト削減を図れば、高級業態店としての特徴を失うことになる。それは顧客を失うことにつながる。

こうしたことから、A社では「味」に影響しない方法によって仕入価格を管理している。

ひとつは、海外での処理である。海外で寿司ネタへ処理しても味の変わらない魚介類に限って、海外処理の割合を高めている。一方で、凍結処理すると味が損なわれる魚介類や養殖マグロなどについては店内加工を継続している。つまり、「味」を基準として海外処理と店内加工を使い分けることによって、仕入価格の上昇を抑制しているのである。

もうひとつは、規格の見直しである。我が国が輸出側に対して、欧米等に比べて遙かに厳格な規格を求めることは周知の通りである。A社においても、寿司ネタを処理する海外の食品会社に対して規格遵守を徹底してきた。例えば、自然由来の黒い斑点がひとつでもある寿司ネタは除く、一〇gと設定した寿司ネタについては9gや一二gのものは買い取らない、エビの処理は左右正対称を基本とし非対称となったものは買い取らない、などを徹底してきた。その結果、食品工場では多くの無駄が発生することから、食品工場の担当者は廃棄率を勘案しながらA社と価格交渉を進める。つまり、ロスの一部が価格へ転嫁される構造になっていた。

A社では魚介類価格の上昇によって、厳格な基準の見直しを進めている。重量や形などの規格をやや緩和しても味や安全性には影響が及ばないうえ、店舗において調理・提供方法をひと工夫すれば商品として十分に耐えうるかと判断し、一部商品では規格緩和を開始した。A社では、規格緩和によるロス率の低下を理由に、食品会社に対して仕入価格の維持・低減を求めている。

このようにA社では海外工場での処理割合を高めるとともに、味や安全性へ影響を及ぼさない「規格」をやや緩和することで、仕入価格の上昇を抑制しようとしている。その一方で、中国産餃子の一件以降、消費者の「国

産嗜好」は依然と見られる現象である。A社では海外工場処理の割合を高めており、とすれば、顧客のニーズへ反することも考えられる。ただし、今の提供価格では、全て国産魚介類へ置き換えることは不可能である。また安定供給にも課題が残る。こうしたことから、「国産魚介類」を効果的に利用することが重要であると考え、毎月のように特定地域の魚介類を取り扱ったフェアを開催して訴求力をより高める方法が採られている。

こうした努力を積み重ねても、価格上昇を受け入れざるを得ない寿司ネタも存在する。その場合は、全体で原価率を管理する方法が採られる。A社では各店舗に寿司職人を配置しており、彼らが複数の方法によって寿司を提供しながら寿司ネタの使用量を調整している。積極的に販売する場合は、握り手がカウンターの中心から利用客へ声をかけた後に回転レーン上へ提供する。販売量を抑える場合は、回転レーンへ流さずに利用客からの注文に対応して提供する。こうした方法を組み合わせながら、原価率全体を管理している。

#### 4、おわりに

以上、A社を事例に回転寿司店における仕入価格抑制に向けた取り組みを見てきた。魚介類の価格上昇という環境下において、大量購入を背景とした価格交渉、店内オペレーションの改善等の従来までの取り組みだけで

は、仕入価格の上昇を抑えるのは難しくなりつつある。こうしたことから着手されたのが、厳格な「規格」の見直しであった。味、安全性、見た目などを一定水準以上に維持するためには、規格が必要であることは指摘するまでもない。しかし、あまりにも規格を厳格化したため、とすれば食用に十分耐えられる魚介類が廃棄物となってきた。それは結局、仕入価格の上昇へと帰結する。「見た目」にかかる厳格な規格をやや緩和することで従来まで端材等へ充てられていた魚介類を寿司ネタとして利用でき、安全性と味を落とすことなく従来通りの価格で寿司を提供することを可能としている。

日本市場は規格に厳しいといわれている。こうした規格によって安全性や味が守られる反面、規格の過剰なまでの厳格化は多くのロスを生みさせてきた。「安全性」、「味」、「見た目」の三拍子揃った商品の消費を続けるためにこれまで以上の対価を支払うのか。「安全性」や「味」はこれまで同様高い品質に保たれているものの、「やや不揃いな見た目」をもつ商品を、従来までの価格で購入するののか。魚介類価格の上昇を機に、「規格のあり方」や「規格への意識」が外食産業、消費者に問われている。

1) 総務省「事業所統計調査報告(各年度版)」

2) 渡辺米英(二〇〇二)「回転寿司の経営学」KKベストセラーズ

二四頁、福江誠(二〇〇五)「すし店の商売改善成功法」寿司の雑誌第四集(旭屋出版)一四二頁〜一四七頁



## 編集後記

いま国民から袋だたきにあっている「後期高齢者医療制度」だが、センサス結果では農家世帯員、農業従事者のいづれも七五歳以上の「後期」高齢者の割合が急速にすんでいる。日本農業を支えてきた昭和一桁世代が七五歳以上への移行期にあり、今後を展望してもこうした高齢者への依存度は加速せざるを得ず、農業に限って言えば「姥捨て山」どころか、まだまだアテにされ続ける世代なのである。

縮小著しい農業労働力を前提にして、特に土地利用型農業を共同の力で補完しあう集落営農組織づくりが推進されているが、折からの米価低迷や生産資材高騰のありを受けその経営の厳しさは相変わらずである。

本号特集では、農業者だけでなく地域ぐるみの共同活動を通して地域の農業資源・自然資源の保全にむけた取り組み事例が報告されている。わが町、わが集落に元氣を取り戻そうという営みが至るところで展開され、厳しさの中にも参加する老若男女の面々が輝いてみえる。とりわけ高齢者にとって、終の棲家が在る自分の地域が元氣であって欲しいと願うのは当然だ。だから、住み良いふるさとを次世代に残そうと必至の思いで頑張れる。

それにしても、いつまでも後期高齢世代に頼る日本農業であって良いはずがない。「ポスト昭和一桁台」を見据えた生産体制の整備が急がれるが、それには個別経営を支える有効な政策とそれを裏付ける財政が欠かせない。

ところで、「洞爺湖サミット」では穀物の国際相場の高騰などを受け食料問題が大きな議題の一つとなった。G8首脳声明では、「世界の食料安全保障が脅かされていることを深く懸念する」と指摘、価格高騰の要因の一つとされる輸出規制を「撤廃する」が、一方で「WTO交渉の加速化が必須」とも明記する。自国利益に拘泥する首脳間には、食料・環境危機への認識はまだまたとの感深くせざるを得ない。

「サミット」に先立つ食料サミットで福田首相は、「自国内の農業改革を進め、食料自給率の向上を通じて世界の食料需給の安定化に貢献する」と演説した。世界の食料安全保障を確保するためには、貿易に頼るだけでなく各国が自国の農業生産力を高めることこそ重要だと、総理もそう信じているものと解したい。

全農林第五三回定期大会ではこうした世界の潮流を受け、「農政転換の絶好機。有効な大衆運動を提起すべき」等の発言が目立った。財界等の動きをみれば順風と思うほど事態は甘くないが、困難を凌駕するのが大衆運動であり、その高揚を期待したい。

(太田)